

予算決算常任委員会（令和4年度決算審査）会議録

令和5年10月25日（水曜日）

午前10時00分開議

午後 3時00分閉議

---

本日の会議事件

開議宣告

会議録署名委員の指名

質疑

令和4年度一般会計歳入

令和4年度一般会計歳出（1 議会費～3 民生費）

閉議宣告

---

出席委員（12名）

委員長	喜多武彦君	副委員長	佐藤正君
委員	石川陽介君	委員	大西陽君
委員	奥山かおり君	委員	加納由美子君
委員	真保誠君	委員	谷守君
委員	中山義隆君	委員	西川剛君
委員	湊祐介君	委員	村上緑一君

---

議長	山居忠彰君	委員外議員	十河剛志君
----	-------	-------	-------

---

出席説明員

市長	渡辺英次君	副市長	法邑和浩君
総務部長	大橋雅民君	市民部長	丸徹也君
健康福祉部長	東川晃宏君	建設環境部長	藪中晃宏君
経済部長	鴻野弘志君	企画課長	増田晶彦君
財政課長	佐藤寛之君	税務課長	阿部也寸志君
環境センター所長	今井博明君	地域生活課長	岡田詔彦君

福祉課長	瀧上聡典君	子ども・子育て 応援課長	武山鉄也君
介護保険課長	青木秀敏君	商工労働観光 課長	坂本英樹君
建築課長	峯垣智剛君	企画課副長	久光徹君
財政課副長	千葉玲君	税務課副長	浅見倫江君
地域生活課 副長	徳竹和美君	子ども・子育て 応援課副長	御代田知香君
子ども・子育て 応援課主幹	森悠亮君	保育推進課長	前澤亜由美君
商工労働観光課 副長	木村哲晃君	上下水道局長	檜木孝士君
企画課 まちづくり推進 係長	萩田貴彦君	税務課長 市民税係	佐伯綾子君
環境センター 主査	錦田正博君	福祉課長 生活支援係	魚津智孝君
子ども・子育て 応援課長	中岡賢二君	保育推進課 主査	寺林絵美君
子ども育成係 長			
介護保険課 高齢者福祉係長	大岡健太君	建築課建築係長	夏坂泰輔君

---

事務局出席者

議会事務局長	穴田義文君	議会事務局 総務課長	岡崎忠幸君
議会事務局 総務課主査	中井聖子君	議会事務局 総務課主任主事	齊藤太成君

---

(午前10時00分開議)

○委員長(喜多武彦君) ただいまの出席委員は全員であります。これより本日の委員会を開きます。

---

○委員長(喜多武彦君) 本日の会議録署名委員は、9月15日の予算決算常任委員会で指名のとおりであります。

---

○委員長(喜多武彦君) 本日は委員外議員として十河剛志委員外議員が出席しております。委員外議員の発言は常任委員会設置時に許可されておりますので、御報告いたします。

---

○委員長(喜多武彦君) 最初に、本委員会の運営について申し上げます。

本委員会に付託されました事件は、認定第1号 令和4年度士別市一般会計歳入歳出決算認定についてから認定第8号 令和4年度士別市病院事業会計決算認定についてまでの8案件であります。この付託案件の質疑から採択までを本日から10月26日までの2日間の日程で行うこととし、お手元に配付してあります審査日程のとおり行いますので、よろしく願いいたします。

---

○委員長(喜多武彦君) それでは、令和4年度一般会計歳入歳出決算について質疑を行います。

初めに、一般会計歳入の質疑に入ります。

御発言ございませんか。石川陽介委員。

○委員(石川陽介君) 早速ですが、本市令和4年度決算でも歳入の13%を占める自主財源の市税全般についてお聞きいたします。

まず、初日の決算認定に関する説明要旨にもありましたが、3年度決算と比較しまして4年度決算では市税全般で1億3,951万2,000円増加の実績であります。その増額の要因をどのように捉えているか、まずお聞きいたします。

○委員長(喜多武彦君) 浅見税務課副長。

○税務課副長(浅見倫江君) お答えいたします。

令和4年度の市税決算額につきましては、23億1,589万1,000円となりまして、対前年比1億3,951万2,000円、6.4%の増となっております。

増額の内訳につきましては、法人市民税で1億8,000万円の増、固定資産税では3,466万円の増が主なものであり、増額に関します主な要因は、令和3年度に限り適用された感染症の影響を受けた中小企業者に対する固定資産税の臨時的軽減措置の終了のほか、大型店舗等の建設による家屋の増加、加えて、法人市民税においてコロナ禍で業績が落ちていた一部法人の企業収益の回復などによるものとなっております。

以上です。

○委員長（喜多武彦君） 石川委員。

○委員（石川陽介君） 次に、4年度決算につきまして、さきにお聞きしたように前年度より実績が上回り、市税全体で当初予算よりも7,723万3,000円収入済額が上回っておりますが、その主なものについても確認をさせていただきます。

まず、市民税について5,346万5,000円予算現額よりも増加しておりますが、その要因をどのように捉えているか、そして、固定資産税につきまして、2,155万円予算現額より増加しておりますが、その要因をどのように捉えているかをお聞きいたします。

○委員長（喜多武彦君） 佐伯税務課市民税係長。

○税務課市民税係長（佐伯綾子君） まず、私から市民税の要因についてお答えいたします。

令和4年度の予算を策定するに当たり、個人市民税は農業所得において、関係機関への聞き取りにより前年度決算見込みから5%の減少、給与所得においても調査機関による給与額調査の結果やふるさと寄附金の増加傾向から0.6%の減少を見込んだところ、農業所得では前年度決算見込みに対し12%の減、給与所得においても0.8%の減と見込みをさらに下振れる結果となりました。

一方で営業所得では、前年度決算見込みと同程度の見込みとしていましたが、前年度決算見込みに対し12%の増となり、また、過年度課税についても税務調査の結果から増となるなど、見込みを上振れる結果となりました。

そのほか、予算策定時に見込んでいた収納率と決算の収納率の差などの要因から、総額で予算比765万7,000円の増となっております。

法人市民税は、新型コロナウイルス感染症の影響が引き続き継続すると想定し、多くの業種で減収を見込んでいましたが、一部の企業において企業収益が回復したことと、その他法人における均等割の税率変更や令和3年度事業分の申告時期のずれなどの要因から予算比4,580万8,000円の増となっております。

以上です。

○委員長（喜多武彦君） 浅見副長。

○税務課副長（浅見倫江君） 次に、私のほうから固定資産税についてお答えいたします。

固定資産税においては、コロナ禍における経済の停滞により事業者の設備投資の抑制が続くことが想定されたことから、償却資産の課税標準の減少を見込んでいたものの、全体的に積極的な設備投資が行われたことにより課税標準への影響は見られず、予算に対し2,155万円の増額となりました。

以上です。

○委員長（喜多武彦君） 石川委員。

○委員（石川陽介君） 最後に、収納率について確認いたします。

前回の決算では収納率99.6%で、3年連続で収納率全道1位とのお話でしたが、令和4年度では収納率はいかがでしたでしょうか。

○委員長（喜多武彦君） 阿部税務課長。

○税務課長（阿部也寸志君） お答えいたします。

令和4年度の市税収納率は、現年課税分で99.8%、滞納繰越分で30.9%となっております。現年度分と滞納分を合わせた市税総計では99.6%となっております。近年の推移では、全道35市の中で現年度課税分は平成30年度以降5年連続1位、滞納繰越分を合わせた市税総計でも平成31年度以降4年連続1位であり、高い収納率を維持している状況でございます。

以上です。

○委員長（喜多武彦君） 石川委員。

○委員（石川陽介君） 今後、その収納率の向上、維持、特に維持の部分ですが、そのためにどのような取組を考えられているか、最後にお聞きいたします。

○委員長（喜多武彦君） 阿部課長。

○税務課長（阿部也寸志君） お答えいたします。

日頃の収納対策として納税啓発や租税教育の取組などを行うほか、近年では自主納付の向上につながるキャッシュレス決済の整備、コンビニ納付の開始など時代に即した多様な納税環境の整備を行ってきております。

しかしながら、士別市が過去より高い収納率を維持している要因といたしましては、市民の納税意識の高さに支えられた結果のものと考えております。

なお、令和5年4月からは地方税統一QRコードを利用した納税方法がスタートし、インターネット上の地方納税お支払サイトを通じてクレジットカードやインターネットバンキング、スマホ決済アプリなどでの収納が可能となったほか、全国に点在する地方税統一QRコードに対応した金融機関においては窓口納付が可能となっている状況でございます。

以上です。

○委員長（喜多武彦君） 石川委員。

○委員（石川陽介君） 引き続き市民の皆様の高い意識と、そして理解を得ながら、時代に合わせた納入方法を随時更新して、高い収納率を維持できるよう願うところでございます。

○委員長（喜多武彦君） ほかに御発言ございませんか。西川 剛委員。

○委員（西川 剛君） 歳入決算、使用料及び手数料のうち、手数料、衛生手数料について、一般廃棄物処分手数料、粗大ごみ収集手数料についての質問をいたします。

本市の一般廃棄物処分手数料、いわゆる家庭ごみについては、令和元年10月から有料化、市民の皆様に大きな負担をいただいております。以降令和2年度決算から、この負担額でありますとか御負担いただくようになった理由としてのごみの量を減らしていこうという目的が、それぞれどのような現状にあるのかということで毎年お聞きをしているところでございます。

それでは、関連の資料としては決算書の24、25ページ、決算資料の23ページにそれぞれこの項目についての記載がございます。

質問でございます。まず、令和4年度の一般廃棄物処分手数料、粗大ごみ収集手数料の決算

額についてお知らせください。

○委員長（喜多武彦君） 錦田環境センター主査。

○環境センター主査（錦田正博君） お答えいたします。

令和4年度におけます一般廃棄物処分手数料決算額は7,312万7,000円、粗大ごみ収集手数料は1,094万6,000円で決算を迎えました。

以上です。

○委員長（喜多武彦君） 西川委員。

○委員（西川 剛君） 8,400万円を超える御負担をいただいた中での処分手数料決算ということでした。

2つ目には、冒頭申し上げましたとおり、この有料化の目的でありますごみの削減効果、当初は15%ごみを削減していくのだという目標でございます。削減量の実績について、全体あるいは有料化対象となっております一般ごみ、生ごみ、衛生ごみ、その他プラスチックごみ、それぞれ項目ごと、削減効果の分かる量をお聞きいたします。

○委員長（喜多武彦君） 錦田主査。

○環境センター主査（錦田正博君） お答えいたします。

令和4年度におけます廃棄物の総搬入量は5,191トンでございました。なお、令和元年度、有料化が始まったときにおけます総搬入量は6,673トンでした。1,482トン、率に直しまして22%の減、一般ごみ、令和4年度は1,746トン、令和元年度2,354トン、608トン、25.8%の減。生ごみです。令和4年度1,335トン、令和元年度1,651トン、316トン、19.1%の減。衛生ごみ、令和4年度406トン、令和元年度440トン、34トン、7.7%の減。その他プラスチック、令和4年度322トン、令和元年度365トン、43トン、11.8%の減。なお、瓶、缶、ペットボトルや紙類、粗大ごみ、剪定枝のその他となりますが、令和4年度1,382トン、令和元年度1,863トン、481トン、25.8%減となりました。

以上です。

○委員長（喜多武彦君） 西川委員。

○委員（西川 剛君） 3年目にもなりまして、すっきりと報告をいただきましてありがとうございます。総搬入量に対しては22%の削減、有料化がスタートした年との比較でございますけれども、有料化によって当初狙っていた削減効果15%は引き続き達成をしているということを確認をさせていただきました。

次に、この土別市家庭ごみ有料化実施計画、家庭ごみの有料化に当たっての基となる計画でございますが、この計画策定の際の手数料の考え方、こちらについては家庭系ごみの処理原価から収入を差し引いた残額、この収入というのは瓶、缶とかプラスチックの売払手数料の部分、いわゆるごみに係る収入でございますが、これを差し引いた残額の30%を目安に御負担いただくとして今の有料化の単価がそれぞれ決定されています。

ちなみに平成29年度決算においては、この家庭系ごみの処理原価からペットボトルなどの資

源ごみを売って得た収入を差し引いた残額は約3億円とされていましたが、この令和4年度の決算歳入額において、この家庭ごみの処理原価から収入を差し引いた残額、いわゆる負担割合、3割御負担いただきたいといった部分が令和4年度ではどういった割合になったか、お伺いをいたします。

○委員長（喜多武彦君） 錦田主査。

○環境センター主査（錦田正博君） お答えいたします。

令和4年度決算におきまして不用品売払いなどの収入は2,307万7,000円でした。この処理原価からの差し引いた残額は3億477万1,000円です。負担割合は21.3%です。

以上です。

○委員長（喜多武彦君） 西川委員。

○委員（西川 剛君） この間、毎年確認をさせてもらっている際は約23%ということがあったんですけども、若干率が下がったということで確認をさせていただきました。

次に、現在議会のほうにも審議として議案が提出されております、来年度、令和6年4月からの使用料・手数料の見直しとの関係についてお聞きいたします。

前回市の使用料・手数料の見直し、令和2年4月に改定されたわけでありましたが、今お聞きをしておりますごみに係る手数料については、令和元年10月に有料化したばかりのタイミングであったため、改定、その際は半年後だったのでしていません。今回それから4年経過した見直しの概要、手元にありますので確認したら改定しない項目となっています。また、その理由としても、一般廃棄物処分手数料、これはごみ袋により、歳入ですけれども、市民生活に大きな影響が生じる手数料であり、現在の経済状況を総合的に判断したためとなっています。一般廃棄物処分手数料のうち、持込み、いわゆる直接搬入ごみや粗大ごみ収集手数料においても令和3年4月1日に改定を行っているためとあります。

改めて改定しないとされた理由について、処理原価の再計算、これは実は決算の中で今お答えいただいているように、収集に係る原価については毎年オープンにいただいているところではありますが、この使用料・手数料、市の考え方でいけば手数料100%御負担いただきたいという中身になっております。そういった点で、今回の改定について行わなかったという部分、この辺をどういうふうな考え方でされたのか、再計算は実際に行われたのかなどについて、この家庭ごみの考え方と市の使用料・手数料見直しの関係についてお聞かせいただきたいと思っております。

○委員長（喜多武彦君） 今井環境センター所長。

○環境センター所長（今井博明君） お答えいたします。

今回の手数料見直しにおいて、処理原価の再計算は実施しております。

指定袋販売分の一般廃棄物処分手数料については、処理原価の3割を市民負担として求めることとしており、再計算の結果、市民負担割合は21.3%と乖離幅が生じていないため、対象外となりました。

しかし、直接搬入ごみ及び粗大ごみ収集手数料については、再計算の結果、改定対象となったことから家庭ごみ有料化実施計画書に基づき検討した結果、令和3年4月に改定をしていることや他市町村の状況を踏まえ、改定は行わないことといたしました。

以上です。

○委員長（喜多武彦君） 西川委員。

○委員（西川 剛君） 少し決算の部分から離れているかと思いますが、今の関係でさらにお伺いいたします。

市の使用料・手数料の見直しについては、平成28年、令和2年、そして今回令和6年を予定している、4年ごとに改定されています。今回、今お答えいただいているとおり、令和6年4月からの改定に合わせた一般廃棄物や粗大ごみの部分については見直しを行わないということですので、これは逆説的に伺いたいのは、改定検討はその4年後、令和10年までないということによろしいのか、現在の考え方をお聞かせください。

○委員長（喜多武彦君） 今井所長。

○環境センター所長（今井博明君） お答えいたします。

使用料・手数料につきましては4年ごとの見直しをしていくことが原則であり、次回、令和9年度には今回同様に算定は行います。乖離幅が20%を超えれば改定の対象とはなりますが、市民生活に直結する手数料であることから慎重に判断してまいりたいと考えております。

以上です。

○委員長（喜多武彦君） 西川委員。

○委員（西川 剛君） 分かりました。

そこで最後に、今回の見直しから外れたという部分の理由の中に、市民生活に大きな影響が生じる手数料であるということと、現在の経済状況を総合的に判断したためということ、2つ理由があります。この部分、ちょっと別の使用料等の関係もあるのでちょっと聞いてみたいんですけども、この市民生活に大きな影響が生じるというのは具体的にどういうことを指しているのか、また、現在の経済状況をどのように総合的に判断したのかということについて、ここでちょっと詳しくいただければと思います。お願いします。

○委員長（喜多武彦君） 今井所長。

○環境センター所長（今井博明君） お答えいたします。

先ほど答弁させていただいたとおりなんですけれども、手数料に求める市民負担割合や処理原価の再計算の結果、他市町村の状況、さらには市民生活に大きく直結する手数料であることなど、総合的に判断し改定は行わないことといたしました。

以上です。

○委員長（喜多武彦君） 西川委員。

○委員（西川 剛君） もう1回お答えいただいたんですけども、その市民生活に大きな影響が生じるというのは、具体的に例えばその手数料自体の負担額が、先ほどの決算額でお示しいた



だいているとおおり、8,400万円を超える御負担をごみに関してはいただいていますと。これを何かしら変えらばとなれば全体的な額が大きいので市民生活に影響を与えるであるとか、例えば経済状況でいけば、この間、令和2年以降引き続き物価高などを、現在もその状況は改善されていないのでという、例えばそういったものがこの文章の中に具体的項目として何かあるのであればということでお伺いしております。何かその部分、ちょっと文章としてはまとまってはいるんですけども、具体的にどういう項目のことを言っているのかということでもう一度お伺いいたします。

○委員長（喜多武彦君） 佐藤財政課長。

○財政課長（佐藤寛之君） 全体の使用料・手数料の見直しの考え方全般にわたる部分ですので、私のほうからお答えをさせていただきたいと思います。

今回ごみの部分は改定を行わないという判断になりましたけれども、これは市民生活に大きく影響が生じるということで、これはほかの例えば公共施設の使用料だとかとはやはり大きく性質が異なりますし、これは水道、下水道ですとかと同様に審議会を持っている手数料ですので、こういったものについては4年に1回、きっちり使用料・手数料の基本方針に基づきながら、どういった料金が適正なのかを慎重にこれは検討を進めていきますし、計算も行いますし、近隣の部分もしっかり調査を行います。

ただ、御質問にあるとおおり、影響も大きいですし、ごみを出さない人はいないですし、水道も使わない人もいませんので、これは本当に市民生活に直結する部分ということですので、これは慎重に判断すべきだろうということで、計算も行うし調査もするけれども、審議会を通じて4年に1回見直すのですけれども、その部分はほかのものとはちょっと性質が異なりますので、慎重に判断をさせていただきたいという趣旨でございます。

以上です。

○委員長（喜多武彦君） 次に、一般会計歳出の質疑に入ります。

第1款議会費については通告がありませんでしたので、次に移ります。

第2款総務費の質疑に入ります。

御発言ございませんか。石川陽介委員。

○委員（石川陽介君） 総務費、まちづくり推進事業費、地域おこし協力隊活動事業についてお聞きいたします。

まず、過去3年間における退任者数と定住者数、そして定住率をお知らせください。

○委員長（喜多武彦君） 久光企画課副長。

○企画課副長（久光 徹君） お答えいたします。

令和2年度から4年度、3年間の間に退任された協力隊員数につきましては15名となります。このうち退任後、令和4年度末時点、今年3月末時点で市内に定住されている方は6名となります。したがって、定住率につきましては40%ということになります。

以上です。

○委員長（喜多武彦君） 石川委員。

○委員（石川陽介君） ちなみになんですけれども、各年度、令和2年、3年、4年の数字というのはありますでしょうか。個別のものなんですけれども。

○委員長（喜多武彦君） 久光副長。

○企画課副長（久光 徹君） ちょっと今計算しますので、後ほどお答えさせていただきます。

○委員長（喜多武彦君） 石川委員。

○委員（石川陽介君） 令和5年度においては是正されてきているかと思いたいところなんですが、令和4年度では協力隊を一労働力として扱い、協力隊本人の活動や将来に対する意向を酌み取り切れていない受入れ側もあったと、また、調整役の行政機関が機能していない場合もあったと見聞きいたしました。定住率低下の要因、こちらはちょっと年度ごとのものが出ていないのであれなんですけれども、その辺りの要因は押さえられていらっしゃるかどうか、お聞きいたします。

○委員長（喜多武彦君） 久光副長。

○企画課副長（久光 徹君） お答えいたします。

御質問にありました定住率低下の主な要因、1つとしましては、当初隊員が想定していた活動と実際に就任した後の活動の内容に差が生じるケースが一部ございました。このことから、協力隊採用のときの十分な説明ですとか採用後の行政と隊員との面談の強化などに努めてきているところでございます。

また、要因のもう一つとしましては、隊員同士や地域住民の方々との交流の機会、隊員と地域との関わりが多くない面がありまして、コロナ禍で地域への愛着や定住の意識づけにつながらなかった面も一部あったものと考えているところでございます。

以上です。

○委員長（喜多武彦君） 石川委員。

○委員（石川陽介君） 今のお答えに対して1点お聞きしたいところがありまして、着任の前と、そして活動中のギャップというお話があったかと思うんですが、このギャップというのは、要は市がこういった内容で募集していますよというものが要項として事前に出ているかと思うんですけれども、こちらの話とその協力隊になった方が、一体どこでギャップが生まれているかというか、伝えている内容が、その要項どおりに伝えてはいらっしゃると思うんですけれども、それを隊員自身が理解をしていなかったのか、それとも実際働いてみて、その要項自体の内容が違っていったのかなど、その後のギャップというのはどこに生じているか、もし分かればお聞きいたします。

○委員長（喜多武彦君） 久光副長。

○企画課副長（久光 徹君） 一概的につかめているわけではございませんけれども、募集の段階では募集要項という形で文面で広くお知らせして、それを確認いただきながら応募していただいていると認識しております。

一方で、その文面の中だけでは、活動内容ですとか目的ですとか、そういう部分は伝わり切らないところもあるかと思えます。そういった部分につきましては、応募の時点ですとか、また面接、面談の時点、その時点で十分に意見交換、情報提供等を努めるところが必要だなどというところが考えております。

○委員長（喜多武彦君） 石川委員。

○委員（石川陽介君） それでは最後ですけれども、4年度の実績等を踏まえまして、5年度に改善された部分ですとか実施した取組などがありましたらお知らせください。

○委員長（喜多武彦君） 増田企画課長。

○企画課長（増田晶彦君） お答えいたします。

まずは実際に土別に入ってこられた隊員たちを孤立させないということが重要と考えているところでございます。そういった面からも、まずは隊員同士の横のつながりを強化するというのを目的に、隊員同士が交流できる機会、こういったものを設けたところです。また、ここには先輩の協力隊員等も中に入っていて、先輩としてのアドバイス等もいただけるような環境をつくってきているところでございます。

また、今年の産業フェアなどがそうなんです、こういった各種イベントに隊員同士が協力してブースを出展するなど、隊員の活動を地域の皆さんにPRしたりする、こういった場の構築にも努めてきたところでございます。

また、今年度、これからの部分にも若干触れますが、市内のNPO法人も今年設立されたところがございますので、こういったところとも連携を図りながら、今後なお一層の隊員同士、それから隊員と地域の交流活動というところを取組を進めていくことで隊員一人一人の不安の解消、それから地域になじめる環境づくりというところを進めていきたいと考えております。

以上です。

○委員長（喜多武彦君） 久光副長。

○企画課副長（久光 徹君） 先ほど御質問のありました3年間のうちで定住した人の年度ごとの人数でございます。

令和2年度がお一人、3年度が3名、4年度がお二人となっております。

以上です。

○委員長（喜多武彦君） ほかに御発言ございませんか。大西 陽委員。

○委員（大西 陽君） それでは、地域おこし協力隊活動事業について、今の質問と若干重なりますけれども、改めて伺いたいと思います。

この事業の国の要領では地域協力活動を行うと規定されております。これに基づいて本市としては規則を定めて、対象分野をまち・ひと・しごと創生総合戦略の重点プログラムの推進活動に沿って取り組むとしております。

先ほど過去3年の実績について触れておりましたけれども、私から、この事業は平成23年度が最初の運用開始だと承知しておりますけれども、任用開始から4年度末の分野別の累計隊員

数、併せて運用開始から令和4年度末の定住率と定住された隊員の動向をまずお伺いしたいと思います。

○委員長（喜多武彦君） 久光副長。

○企画課副長（久光 徹君） お答えいたします。

令和4年度末までに退任した隊員数、この累計でございますが、20名という形になります。

このうち定住した人数でございますが、8名という形になります。このことから、定住率につきましては40%となります。

また、定住された隊員の動向でございます。前段お話ししましたこの8名のうち、市内の事業所へ就業された方が6名、就農された方が1名、起業された方が1名となっております。

以上です。

○委員長（喜多武彦君） 大西委員。

○委員（大西 陽君） 先ほどお伺いしたのは、20名総人員、この分野別ということでお伺いしたいということです。

○委員長（喜多武彦君） 久光副長。

○企画課副長（久光 徹君） 失礼しました。20名退任されておりますが、その分野別でございます。農業支援員等が5名、観光振興が6名、羊飼養が8名、地域振興が1名となっております。

それと併せて定住人数の8名であります。この内訳としましては、農業支援員等が1名、観光振興が2名、羊飼養が4名、地域振興が1名となっております。

以上です。

○委員長（喜多武彦君） 大西委員。

○委員（大西 陽君） 記憶では令和3年度の予算審査の時点で報告をされた定住率が元年度末で50%と報告された記憶があります。それで令和4年度では全国の任期満了後の定住率が65%と発表されています。北海道は定住率74%、全国に比べて比較的高い位置にあると。このことを見ると、累計では40%と決して高い定住率ではないということですから、本市としても定住、定着のための環境を整える取組が必要だと思えます。いわゆる入り口から出口まで一貫した取組が必要だと思えます。特に出口対策について、これが大事なことだと思えますが、このことについて、充実した受入れ等々のことも含めて、この対策が必要だと思えますが、このことについて見解があれば伺いたいと思えます。

○委員長（喜多武彦君） 増田課長。

○企画課長（増田晶彦君） お答えいたします。

ただいま委員からお話がありましたとおり、本市の定住率につきましては、全国、全道と比較しても決して高い状況とは言えない状況でございます。定住率をこの後上げていくためには、やはり出口戦略というのは非常に重要なものだと考えております。一部の部分につきまして、例えば農業分野におきましては受入れ農家さん等が頑張っていただいて、その後の定住につながるような活動もいろいろしていただいているところでございますし、また、羊飼養について

も市内の事業所等への受入れ等取組を進めているところでございますが、全国、全道と比較する中で、これまで本市としましては起業型、要は市内でこの後定着して事業を進めていくという方の部分についての受入れというのが正直ちょっと遅れていた状況でございますので、今後につきましては、こういった市内での起業を目指す方を対象とした協力隊の募集というところについても検討した上で、新たな枠として取組を進めていくことで市内で定着していただける協力隊の方を募っていきたいと考えているところでございます。

以上です。

○委員長（喜多武彦君） ほかに御発言ございませんか。石川陽介委員。

○委員（石川陽介君） 総務費、新型コロナ対策費、エネルギー価格高騰対策応援金事業についてお聞きいたします。

まず初めに、当事業の概要をお知らせください。

○委員長（喜多武彦君） 木村商工労働観光課副長。

○商工労働観光課副長（木村哲晃君） お答えいたします。

当事業につきましては、長引くコロナ禍の影響に加えまして、エネルギー価格の高騰により厳しい経営環境に置かれる市内事業者を支援するため、事業に要したエネルギー経費の一部を支援し経営改善を図ることを目的に実施しております。

対象事業者につきましては、公務と農林事業者及び大企業を除く市内事業者となっております。助成内容につきましては、電気、ガス、灯油、ガソリンなどエネルギー料金の増加額分に対する助成となっております。上限額は20万円、申請の下限額は1万円となっております。

以上です。

○委員長（喜多武彦君） 石川委員。

○委員（石川陽介君） 次に、申請方法についてお知らせください。

○委員長（喜多武彦君） 木村副長。

○商工労働観光課副長（木村哲晃君） お答えいたします。

申請方法についてであります。当事業はエネルギー価格高騰による影響を受けた事業者への支援となっておりますことから、申請に当たりましては、電気、ガス、灯油、ガソリンなどのエネルギー料金の増加額を確認できる書類としまして領収書や確定申告の写しなどの提出を申請要件としております。

なお、影響額算出の対象期間につきましては令和4年1月から10月までの10か月間とし、比較する期間は前年の令和3年1月から10月までとなっております。この期間の料金を確認するための書類の提出が要件となっております。

以上です。

○委員長（喜多武彦君） 石川委員。

○委員（石川陽介君） 多くの事業者さんが燃料代や電気料金をはじめ、様々な物価高騰に対して、現在もちろんそうなんですけれども、悲鳴を上げておりました。事業費の予算時点では

7,018万2,000円見込んでおりましたが、実績としては2,591万3,000円となっておりまして、36.9%の執行率となりました。

市内事業者の方々からお聞きしたのは、領収書のお話ありましたが、領収書を集めるということなどをはじめとして、申請の方法が難しい、ハードルが高過ぎるというお声を聞きました。なぜこのような執行率になったのかの要因につきましては、市内にいる該当する全事業者に確認をせねば分からないため、お聞きはいたしません。今後、今回のような支援、応援があった際にどのような対応をすべきか、お考えをお聞かせください。

○委員長（喜多武彦君） 坂本商工労働観光課長。

○商工労働観光課長（坂本英樹君） お答えいたします。

今回実施したエネルギー価格高騰対策は国のエネルギー対策の一つとして緊急的に行われた経過がございます。新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金の活用にあたっては、これまで全国的に不正受給の問題もあり、返還が求められる事例などもあることから、本市は適正な支援と公平性を重視し、国が示す交付金の趣旨のとおり、電気、ガス、灯油などのエネルギーについて、前年度と対比した影響額をそれぞれ算出し、証拠書類を確認した上で適正な支援を行うことといたしました。

しかしながら、エネルギー価格の高騰は、市民はもとより全ての事業者が影響を受けていることは事実であることから、今後このような対策を講じる際には可能な限り証拠書類や提出書類を簡素化するなど、広く支援が行き渡るよう検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○委員長（喜多武彦君） 石川委員。

○委員（石川陽介君） 最後なんですけれども、今回こちらの事業費について質問いたしましたが、今後も、どの分野においても何か今回のようなことが起こった際などに支援、応援事業などというものが出てくるかと思えます。そういった際に、今回のような支援、応援が行き届かないことにならないよう、事例として蓄積をしていただければと考えますが、いかがでしょうか。

○委員長（喜多武彦君） 増田課長。

○企画課長（増田晶彦君） お答えいたします。

このたびの臨時交付金事業につきましては、内閣府地方創生推進室が全国の自治体の取組事例を蓄積したデータベースとして構築されているところでございます。今後、またこうしたような支援、応援事業ということが必要となった際には、このデータベース等を参考にしながら、近隣の事例はもとより全国の好事例というところを参考としながら、例えば要件の緩和ですとか、それから手続の簡素化といったものを進めることによって交付率の向上等にも努めていきたいと考えておりますし、併せて関係団体の意見なども参考としながら、本市に見合った制度を構築することで適切かつ迅速な交付に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○委員長（喜多武彦君） 石川委員。

○委員（石川陽介君） 続きまして、総務費、新型コロナ対策費、起業フォローアップ・経営支援事業についてお聞きいたします。

こちらにも初めに事業概要をお知らせください。

○委員長（喜多武彦君） 久光副長。

○企画課副長（久光 徹君） お答えいたします。

本事業につきましては、地域活性化の視点に基づきまして、地域に根差した企業育成のため、市内での起業を目指す若い方、また女性の方の取組に対する支援と起業や事業継承して間もない市内事業者への持続的経営に向けた支援を行うものでございます。

具体的な事業内容としましては、希望者を対象としましたセミナーを開催するとともに、講師による講習、個別相談会を個別に計5回実施しているところでございます。

以上です。

○委員長（喜多武彦君） 石川委員。

○委員（石川陽介君） 次に、今回の事業の受講者数と受講者の満足度などをはじめとする実績と成果をお知らせください。

○委員長（喜多武彦君） 久光副長。

○企画課副長（久光 徹君） お答えいたします。

令和4年度の受講者数につきましては3名でございます。

受講後の皆様からの御意見をお聞きした事業検証におきまして、受講者の方からはいずれも支援内容に満足またはおおむね満足との御回答をいただいたところでございます。

この3名方につきましても、令和5年度につきましても引き続き本事業を活用いただいているところでございます。

以上です。

○委員長（喜多武彦君） 石川委員。

○委員（石川陽介君） それでは、4年度の実績を踏まえた上で5年度に新たに実施した取組などがあればお知らせください。

○委員長（喜多武彦君） 久光副長。

○企画課副長（久光 徹君） お答えいたします。

令和5年度につきましても令和4年度の受講者の皆様から満足もしくはおおむね満足と御回答いただいている経過もございまして、今年度、令和5年度につきましても昨年度の取組内容を基本として実施しております。

また、これに加えまして、年間5回設定した講習時以外にも講師の方に対して受講内容に関する質問ですとか問合せできる体制を整えまして、より受講者に寄り添った事業内容にしたところでございます。

以上です。

○委員長（喜多武彦君） 石川委員。

○委員（石川陽介君） その中で、これまで網羅されていなかったこともないと思うんですけども、本市の基幹産業でもある農業に係る経営者が事業の現状を知ることだったり、新たな戦略を立てることなども、本市の経済の循環ですとか外貨獲得にとって非常に重要な支援策になるかと考えますが、この農業に係る経営者の方をこの事業で支援することも重要と考えますが、いかがでしょうか。

○委員長（喜多武彦君） 増田課長。

○企画課長（増田晶彦君） お答えいたします。

本事業につきましては、先ほど副長から申しあげましたとおり、基本的には業種を問わず幅広く若者や女性等のチャレンジを支援していくというものでございますが、これまで原則的、基本的には商工業従事者を支援対象として想定してきたところでございます。

本事業につきましては、現在受講されている方への支援が終了した時点で一旦本事業を終了した上で事業効果などについて検証を行うことを今のところ考えております。

ただいま委員から御提案のありました新規就農者ですとか農業研修者といった農業の関係の方に対しましては、北ひびき農業協同組合や上川農業改良普及センターと連携して、農業を行う上での基礎知識や技術の習得を目的とした冬期学習会を毎年開催しているほか、本別町にあります北海道立農業大学校で実施しております農業簿記通信講座など様々な経営者育成講座の開催案内についての情報提供を現在しているところでございます。

また、北ひびき農業協同組合が中心となりまして農業基礎ゼミナール北ひびき農学校というものを開催しておりまして、この中で技術や経営の指導を行っていると同っております。

今後の部分につきましては、冒頭申しあげましたとおり、本事業の事業効果について検証を行った上で新たな支援策等について検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○委員長（喜多武彦君） ほかに御発言ございませんか。湊 祐介委員。

○委員（湊 祐介君） 私からは高校魅力化支援事業についてお聞きしていきます。

成果報告書19ページ、制度の概要から確認させてください。

○委員長（喜多武彦君） 萩田企画課まちづくり推進係長。

○企画課まちづくり推進係長（萩田貴彦君） お答えいたします。

高校魅力化支援事業については、渡辺市長の政策と連携する形で令和4年度から実施をしております。総合計画の実行計画にも位置づけた中で事業を推進してきておりますが、1つには地域における魅力発信への支援ということで、翔雲高校前に進学実績の看板を設置したり、あるいは土別翔雲高校の職業人講話で渡辺市長が講演するなど、翔雲高校と密な連携を図り、各事業を推進しているところです。

あわせて、学力向上助成金といたしまして進学に向けた模擬試験、それから、ビジネス検定費用など資格取得に関する対象経費の2分の1以内を助成、それから、学習アプリ等の使用料の助成を行っております。



結びに、下宿等費用助成金として、市内の下宿等から通学する生徒に対して月額2万5,000円が上限になりますが、費用の2分の1以内を助成してきております。

以上です。

○委員長（喜多武彦君） 湊委員。

○委員（湊 祐介君） 令和4年度、5年度の実績、取組効果など確認させていただきました。

次に、令和5年度の実績については継続して行っていると認識していますが、内容については検討などしながら変更も考えられる予算組みをしているのか、また、支援内容によってはアンケート調査などを行っているのか、保護者、生徒の満足度、意識の変化など、実績のほか見える化も可能かと思いますが、いかがでしょうか。

○委員長（喜多武彦君） 久光副長。

○企画課副長（久光 徹君） お答えいたします。

本事業につきましては、令和4年度の事業開始から支援の実績を踏まえて高校と継続して協議を重ねた中で事業推進に当たっているところでございます。

今後においても引き続き、高校との密接な協議の下、内容について改善を進めながら継続していきたいと考えているところでございます。

また、翔雲高校で毎年実施しております満足度調査、これも活用しながら生徒や保護者に求められる支援となっているかも並行して確認するとともに、高校と協議が調った後に有益な情報については市のホームページ等でも積極的に周知したいと考えております。

以上です。

○委員長（喜多武彦君） 湊委員。

○委員（湊 祐介君） 最後になりますが、魅力化の推進と、今ある魅力を発信する、より魅力を高めると認識しています。市内外からの生徒を確保するともありますが、今後の地域としての受入れ体制なども踏まえて、どのようにお考えがあるか、お聞きします。

○委員長（喜多武彦君） 増田課長。

○企画課長（増田晶彦君） お答えいたします。

地域の生徒数が減少を続ける中におきまして、公立高校であります士別翔雲高校がほかの学校と比較する中で誇れる特色、それから魅力というものを高める中で継続したPR活動を行うことが何よりも重要だと考えております。

今年度からは学校PR活動への支援ということで、パンフレットの作成等に係る助成なども行いつつ、魅力あるパンフレットを作成した上で市外へのPRも強化してきているところではございます。

また、今ちょっとお話のありました下宿という部分につきましては、これはやはり学校、それから担い手であります事業者は当然ですが、学校それから行政が情報を密に共有する中で受入れに取り組んでいくということが重要であると考えてございます。

例えばですが、学校に下宿の希望ですとか問合せがあった際には、あくまでも保護者の理解、

同意の上ではございますが、行政の担当者も学校や事業者と連携する中で、市の助成事業ですとか、それから施設の特色等のPR、それから詳細についての説明を行う中で下宿希望者への理解を募っていくということも必要なかなと考えているところでございます。

また、先ほど副長が申し上げましたとおり、市のホームページ等の連携も行いながら、また、この後事業者からの御意見も伺う中で学校PRを含めた募集体制の構築というところにも市として積極的に協力していきたいと考えております。

以上です。

○委員長（喜多武彦君） ほかに御発言ございませんか。大西 陽委員。

○委員（大西 陽君） それでは、私も高校魅力化支援事業のうち、下宿費用について伺いたいと思います。

先ほど丁寧に説明をしていただきましたけれども、その上で改めて何点かお聞きしたいと思います。

まず、下宿について、令和4年度の計画に対する実績の対象人数を伺いたい。また、予算額60万円措置していますが、決算が25万円と執行率が42%、これは決して高い執行率ではないと受け止めています。この計画を下回った主な理由、さらに、この結果に対する捉え方についてまず伺いたいと思います。

○委員長（喜多武彦君） 萩田係長。

○企画課まちづくり推進係長（萩田貴彦君） お答えいたします。

今委員から御質問いただきましたが、こちら下宿費用の助成金について、令和4年度でいきますと当初予算額60万円に対して決算額25万円という結果でございました。予算積算の段階から入居者2名分を見込んでおりまして、年間は1人当たり30万円ということで予算額60万円となっていたものです。この予算に対しまして実績が25万円ということでしたけれども、実際の申請者は1名のみであったことに加えて、残念ながら1年間通じて下宿ということではなくて、10か月間の利用後に退去となったことが執行残の要因となっております。

今後は、高校と入学希望あるいは下宿の人数などを事前に確認する中で適切な予算要求となるよう、可能な範囲で取りまとめなどを検討したいと考えているところです。

以上です。

○委員長（喜多武彦君） 大西委員。

○委員（大西 陽君） 今言われたとおり、予算編成時点、その前からですけれども、希望する生徒数の把握も含めて実態調査をしっかりとやって、その上で予算を措置するというのが正しいやり方だと思えます。このことを反省として今説明にあったんで、ぜひそういう取組をしていただきたいと思えます。

それで、5年度以降なんですけれども、この下宿費用の支援要件は規則を定めています。対象要件として自宅からの通学が困難なためということと言い切っていますけれども、これではなかなか要件がハードルが高いのではないかと。何とか通学できる子供たちもいるはずですか

ら、さらにこれを緩和して、例えば通学の利便性の向上を図るなどと要件を見直してはいかがでしょうか。ハードルを下げて、ぜひこのことについて検討していただきたい。

それから、費用について、下宿、間借り及び賃貸住宅を対象としております。助成額の1か月当たりの費用の2分の1または月額2万5,000円のいずれか低い額ということで助成額を定めております。これは考えてみると、それぞれ下宿、間借り、賃貸住宅、料金体系が当然ですけれども異なります。そういう意味ではこの一律の助成額で公平性を損なうのではないかと、この辺も少し検討を要するのではないかという気がしますので、この点も検討していただければと思います。

さらに、助成額について、これは額が低いか高いかコメントしませんが、先ほど冒頭言ったように、市長の政策ですから、これをきちっと政策が反映されるように、それと保護者の負担をさらに軽減するよう、この助成額の増額も、将来の子供たちのためですから、ぜひ検討していただきたい。

この3点について見解を伺いたい。

○委員長（喜多武彦君） 久光副長。

○企画課副長（久光 徹君） 私から前段の2点について御答弁申し上げます。

初めに、助成金の対象要件、交付規則3条の中で、委員から御指摘のとおり、対象を自宅からの通学が困難なためという形で表現しております。こちらにつきましては、通学が可能な近隣市町村にお住まいの方、生徒についても対象外という考え方を持ってはならず、そういった方であっても、部活動などのために様々な事情で下宿等を選ばれる方も、そういう方についても対象となり得るということは前段考えておりましたが、委員から御指摘のあったように、この表現では分かりづらいという面があると思いますので、その部分についてはより分かりやすい内容への変更について今後検討を進めたいと考えております。

また、下宿、間借り、賃貸など形態ごとの助成金の上限、この部分についてでございます。現行につきましては、下宿等の費用の2分の1以内の額または月額2万5,000円のいずれかの少ない額と規定しているところでございます。委員からお話のありましたとおり、下宿、間借り、賃貸などの形態によって毎月かかる費用は異なるという部分があると思います。本事業の目的につきましては、形態にかかわらず、保護者の負担額が一定程度抑えられること、そしてそれによって翔雲高校への入学を希望される方が増えていくということが目的でございますので、他市町村の実態も把握する中で、助成額、さらには対象経費の改定なども含めて検討を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○委員長（喜多武彦君） 増田課長。

○企画課長（増田晶彦君） お答えいたします。

私のほうからは、助成額の増額という部分についてお答えしたいと思います。

ただいま委員から御提言ありましたとおり、本事業につきましては今後の翔雲高校をさらに

魅力ある高校にしていくというための生徒数の増を目的としたものでございます。現状この間の物価高騰等の影響もあり、現在定めている月額2万5,000円という金額が果たして現状に見合っているのかどうかというところについては十分検討しなければいけないと考えているところでございます。

新年度予算編成がこの後始まりますけれども、今後の部分につきまして、助成の対象範囲をどこまでに定めるのか、またその金額が本当に適正なのかというところを検証した上で、当然来年度予算の中での助成額の増額というところも視野に入れながら検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○委員長（喜多武彦君） 大西委員。

○委員（大西 陽君） 検討するというところでありますから、期待をしておきます。

それで、この物件の情報についてなんですけれども、市のホームページで紹介をされています。そして物件数2軒ですけれども、これは当然受入れ可能物件の調査を行った上での紹介ということなんだと思いますけれども、この点についてはどうなのでしょう。

○委員長（喜多武彦君） 久光副長。

○企画課副長（久光 徹君） お答えいたします。

現在市のホームページ等でされている2軒の掲載につきましては、現時点で本市が情報収集していた物件を2軒情報提供させていただいていたところでございます。

今後、地域としても、高校生の受入れ拡充に向けて、生徒の選択肢が増えるということは大変望ましいことですので、今後、市としましても、生徒の受入れが可能な下宿等の事業者の把握の拡充に向けて、市の広報ですとかホームページを活用して情報収集に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○委員長（喜多武彦君） 大西委員。

○委員（大西 陽君） 市の情報に基づいて掲載をしたということだと思いますけれども、私がお伺いしているのは、間借りなり、下宿なり、賃貸住宅、相当市内にありますから、これで学校の生徒受入れできると、できないかということの調査をした結果、この2軒が受入れできるということでホームページに掲載しているのかという質問です。具体的に率直に教えてください。

○委員長（喜多武彦君） 久光副長。

○企画課副長（久光 徹君） お答えいたします。

この2軒につきましては、広く調査をして拾い上げた2軒ではなく、その時点で情報を持っていたものを掲載させていただいたというのが経過でございます。

今後、市のホームページ、また広報を通じて広く調査の方に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○委員長（喜多武彦君） 大西委員。

○委員（大西 陽君） 市のホームページですから、やはり市民、それぞれ賃貸住宅、アパート、間借りできるという方もいるんだと思います。そしてこの2軒だけ市の情報に基づいてホームページに掲載するということは、この2軒の方にも迷惑がかかるのではないですか。全体を把握して、受入れができますと手を挙げた方の紹介をするというのが基本じゃないでしょうか、この辺どうでしょうか。

○委員長（喜多武彦君） 増田課長。

○企画課長（増田晶彦君） お答えいたします。

今回掲載させていただいております2軒につきましては、掲載に当たりそれぞれの了承を取ったところではございますが、ただいま大西委員からお話ありましたとおり、市のホームページに掲載する以上は、しっかりとほかにも受入れが可能だということがないか調査をした上で、うちも受け入れることができるということであれば同様に掲載させていただくのが本来の手法かとは考えますので、ただいま説明いたしましたとおり、この後ちょっと早急に調査する中で、ほかにも市内で受け入れるところがないか確認をし、ホームページのほうに了承を得た上で掲載していきたいと考えております。

以上です。

○委員長（喜多武彦君） ほかに御発言ございませんか。西川 剛委員。

○委員（西川 剛君） 総務費、総務管理費のうち、まちづくり推進事業の関連で2点、それから新型コロナ対策費の関係で1点についてそれぞれ順次お伺いをしたいと思います。

まず初めに、まちづくり推進事業費のうち、移住定住促進事業についてお聞きします。

決算の関係資料でいきますと主要施策の成果報告書の17ページ、18ページにその記載がございます。

それではまず、決算の今申し上げた成果報告書の事業の概要にあります移住ナビデスクの運営、空き家・空き地バンクの充実、オンライン移住相談、移住体験ツアー、これはお試し移住体験と思いますけれども、決算額が令和4年度で372万9,000円でございますので、今の申し上げた事業概要の記載事業、それぞれの決算額、内訳を教えてくださいたいと思います。

○委員長（喜多武彦君） 萩田係長。

○企画課まちづくり推進係長（萩田貴彦君） お答えいたします。

令和4年度の移住定住促進事業の決算額は全体で372万9,000円ということでございました。そのうち、移住ナビデスクの委託料として348万2,000円です。こちらの移住ナビデスクの委託につきましては、年間を通じて移住者の獲得に向けた観光情報の発信、それから暮らし全般の相談体制を整備するというところで道の駅のほうで運営しております。この348万2,000円の内訳の中にナビデスクの運営として287万4,000円となっております。この287万4,000円の中には年間を通じた相談体制ということで、オンライン移住相談ですとか、空き家・空き地バンクへの物件登録への相談、こういったものを含んでいる数字になります。

また、移住体験ツアーとして60万8,000円の決算額になりますが、こちら年間3回ほどツアーを実施しておりまして、延べ18人の方に御参加をいただいているところです。

また、その他の費用といったところで、移住ナビデスクのホームページの管理料が17万5,000円あったのと、北海道移住促進協議会の負担金などで7万2,000円、全体で372万9,000円の決算額となっているところです。

以上です。

○委員長（喜多武彦君） 西川委員。

○委員（西川 剛君） 372万9,000円、決算額の内訳を今示していただきました。

そこで、移住ナビデスクについてお聞きします。本市の地方創生の重点目標にも掲げられて、令和2年に移住ナビデスク、まず市役所の中に設置されて、以降道の駅の開設とともに令和3年度からはまちづくり士別株式会社のほうに委託をされていると承知をしています。

令和2年、3年、4年度と、開設以降、主な取組であります相談です。3か年の移住相談は何件ぐらいあったのかということでお知らせください。

○委員長（喜多武彦君） 萩田係長。

○企画課まちづくり推進係長（萩田貴彦君） お答えいたします。

移住相談については、年度ごとに申し上げます。令和2年度で23件、3年度で14件、4年度で5件の移住相談がございました。

以上です。

○委員長（喜多武彦君） 西川委員。

○委員（西川 剛君） 費用について後ほど触れていきますけれども、今お示しいただいたとおり、相談件数については、恐らく市としては、道の駅、いろんな方の交流のある施設に相談窓口を持って行って増やしたいということだったと思うんですけれども、今聞いた中でいけば、最初の開設時が23件以降、毎年下がっていているよということだと思います。

それで、そもそも移住定住促進事業のこの事業の成果目標についてお聞きいたします。相談から様々な支援を通じて本市に移住していただくというのがこの事業の目的じゃないかなと私は考えるところでありますが、具体的にこの事業の成果目標として、そういった移住定住につながった人数でありますとか、そういったものが目標としてあるのか、お聞きいたします。

○委員長（喜多武彦君） 久光副長。

○企画課副長（久光 徹君） お答えいたします。

現時点で本市で押さえている成果目標についてでございますけれども、まち・ひと・しごと創生総合戦略における基本施策の中で移住定住パッケージ構築という施策がございます。この中でナビデスクの相談件数につきまして評価指標としてKPIを設定しているところでございます。

以上です。

○委員長（喜多武彦君） 西川委員。

○委員（西川 剛君） 定住人口ではなくて相談件数がいわゆるK P I、指標として扱われている。これはちなみに数として各年度ございますでしょうか、お知らせください。

○委員長（喜多武彦君） 久光副長。

○企画課副長（久光 徹君） お答えいたします。

K P Iの数値につきましては、令和3年度で20件、4年度で25件ということでK P Iを設定しているところでございます。

以上です。

○委員長（喜多武彦君） 西川委員。

○委員（西川 剛君） 数字だけ見るとK P Iは増加ということで、指標として目標立てていますが、実態としてはということであろうと。当然ながらずっと継続していく事業でありますから、行政のほうで、この部分、足りないところがあれば分析などを通じて改善を求めたいと思います。

そこで、令和3年度以降、この移住ナビデスクの運営については、先ほど触れましたとおり、委託によって行っています。結果、より事業に係る事業費は増額をしております。一方で各年度の予算段階の予算額を見ますと、それぞれ各年度、国・道支出金、いわゆる特定財源が約120万円ほど、それぞれ令和2年度では150万円、令和3年度では120万円、以降毎年予算段階では国・道支出金が120万円ということで特定財源措置されているんですが、一方で決算毎年の決算を見ますと、財源内訳は全て一般財源ということであります。これは予算段階で何を想定して、結果、特定財源を使用されないという何ができなかったのかという、その理由をお聞かせください。

○委員長（喜多武彦君） 増田課長。

○企画課長（増田晶彦君） お答えいたします。

本事業につきましては、これまで実績はありませんが、毎年士別市移住支援金としまして個人1件、それから家族1件分として160万円の予算を計上しているところでございます。この支援金につきましては、北海道が行っていますU I Jターンの新規就業支援事業に基づくものでございますが、この場合、この財源の一部が道から交付されるということになっておりますので、当初は利用を見越して予算計上とさせていただいているというところでありましたが、残念ながら実績がないため決算で落とすということが続いているという状況でございます。

以上です。

○委員長（喜多武彦君） 西川委員。

○委員（西川 剛君） 移住定住につながれば、支援金として交付されるものだということで確認をさせていただきます。ぜひ毎年予算化をして、この事業を通じて定住の御家族が来ることを、予算執行されることを大いに期待するところでございます。

それで、先ほど事業概要でお聞きをしました委託関係で、この移住定住促進事業の中のいわゆる空き地・空き家バンクの充実という点で、こちらはこの委託の中で、ホームページの管理

等、登録などということではおっしゃっていただきましたが、その部分もこちらの予算が関連しているということではございます。この後空き家対策の事業費についても伺います。まずこのこちら移住定住の部分で、この空き家対策に関する費用の持分、具体内訳はさっき287万4,000円の中にとということだったと思いますが、こういった仕切りがされているのか、もし具体的な部分があればお知らせいただきたいと思っております。

○委員長（喜多武彦君） 増田課長。

○企画課長（増田晶彦君） お答えいたします。

空き家・空き地バンクに登録する建物や土地、こういったものの相談業務につきましては、移住ナビデスクの委託料に含めているところではございますが、この空き家・空き地バンクのホームページの運営に関する部分につきましては空き家対策事業のほうに計上しているというものでございます。

空き家・空き地バンクの相談と、それから移住ナビデスクのその内訳というか振り分けというところではございますが、どうしても相談の中身として、移住したいだけども空き家はあるかというケースが非常に多いということで、具体的にここで移住何軒分、空き家・空き地何軒分という振り分けはしておらず、相談業務一式ということで委託をしているところではございます。

以上です。

○委員長（喜多武彦君） 西川委員。

○委員（西川 剛君） よく分かりました。

そこで、先ほど決算の中の内訳の中に、移住定住促進事業におけるホームページ、令和4年度決算で17万5,000円ということではお知らせいただきましたけれども、さきの第3回定例会、私もホームページについて、今年2月15日にリニューアルしましたという話をここで質問させていただいたんですが、同じく湊議員からも、この移住定住に関するホームページが市のリニューアルに併せてその単独ページがなくなったよということでの質疑がございました。

そこで、令和4年度決算では、そこでは関係ないかと思いますが、今年度のいわゆるホームページ費用について、令和4年と5年度の予算額でいくと、さほど、逆に増額をしている関係がありますので、令和5年度、市のホームページの中に集約をされているこの移住定住のこの経費、令和2年度の17万5,000円、この辺の部分が今現状どうなっているか、確認をさせていただきます。

○委員長（喜多武彦君） 久光副長。

○企画課副長（久光 徹君） お答えいたします。

お話のありましたホームページの保守管理料17万5,000円、昨年度ですけれども、今年度は費用を計上していないということになります。

以上です。

○委員長（喜多武彦君） 西川委員。



○委員（西川 剛君） 引き続き空き家対策事業のほうに入りたいと思いますが、まちづくり推進事業費のうち、空き家対策事業についてお聞きいたします。

こちら主要施策の成果報告書では19ページ、20ページにその記載がございます。

まず質問の前に、令和2年7月に本市の士別市空家等対策計画というのが策定されまして、その中によれば、空き家等の対策には3項目の視点で取り組むとされているところであります。御紹介すると、1つには、空き家等の発生抑制と適切な管理の促進、2つには、流通、利活用の促進、3つに、特定空家等への対応とされているところであります。

そこで、今空き家対策事業の決算、事業の概要に沿って質問いたしますが、士別市空家等対策計画に基づき、空き家等の発生予防や利活用など総合的な対策を推進したという書きぶりがございます。具体的に今触れた空家等対策計画の3項目に即した取組概要についてお知らせいただければと思います。

○委員長（喜多武彦君） 夏坂建築課建築係長。

○建築課建築係長（夏坂泰輔君） お答えいたします。

計画に基づく取組内容についてです。

まずは発生抑制と適切な管理の促進についてです。全庁で使用しています市の窓つき封筒裏面に空き家・空き地バンク登録のお知らせを印刷し、広く周知しているほか、親族等による死亡手続の際に、空き家・空き地バンクへの登録及び相続登記の案内のチラシを交付するなど、周知により空き家の発生抑制に取り組んでおります。

適切な管理の促進については、相談、苦情等により確知した空き家に対し所有者調査を行い、所有者が判明次第、文書や直接面談など指導を継続して行っております。

続きまして、流通、利活用の促進についてです。士別市空き家・空き地バンクを業務委託により運営し、空き家所有者と希望者のマッチングを行い、流通、利活用を促しております。また、北海道空き家情報バンクと連携しまして市内の空き家情報を広く発信しております。

最後に、特定空家等への対応ですが、現在、特定空家の認定実績はありませんが、危険な空き家については所有者への指導に加え、建築課職員による定期的な経過観察や税務課協力の下、固定資産税実地調査で空き家等の確認を継続して行っております。

以上です。

○委員長（喜多武彦君） 西川委員。

○委員（西川 剛君） 今お知らせいただいております具体的な計画の3項目に応じた取組内容でございますが、例えば相談体制の整備でいけば窓口対応とかマッチング件数とか、何か今お知らせいただいている、特定空家の認定数はゼロだよということであったんですけれども、今御報告いただいた部分の中で、取組、例えば軒数であるとか数字がお知らせいただけるような中身があれば併せてお知らせいただきたいと思います。

○委員長（喜多武彦君） 夏坂係長。

○建築課建築係長（夏坂泰輔君） お答えいたします。

まず、空き家に対する相談は電話等により随時複数寄せられておりますが、相談件数の集計はしておりません。

次に、除却軒数につきまして、市に届出のある建設リサイクル法届出による住宅の解体として、おおむね年35軒程度で推移しております。令和4年度の実績は45軒となっております。

空き家バンクを通じた空き家の成約実績については、令和4年度は成約2軒、登録6軒、近年はいずれも同程度の推移となっております。

特定空家の措置につきましては、まだ特定空家の認定の実績はありませんが、危険と思われる空き家や近隣からの苦情があった空き家等につきましては、文書等で空き家の管理を指導した軒数は令和4年度で20戸31軒となっております。

以上です。

○委員長（喜多武彦君） 西川委員。

○委員（西川 剛君） 様々な業務の中で建築指導等々されているということでお知らせいただきました。

これは対策計画が令和2年7月に策定されてということでありますけれども、計画を策定する背景も、やはり空き家が増えていく、人口が減っていく中での空き家が課題になってくるという書きぶりでした。計画策定以降3年が経過しておりますが、現在の市が把握をしている空き家数はこういった推移になっているか、ちょっとお知らせいただきたいと思えます。

○委員長（喜多武彦君） 夏坂係長。

○建築課建築係長（夏坂泰輔君） お答えいたします。

市内の空き家の全軒数については実数の把握はしておりませんが、リーサスによると330軒程度で平成28年から横ばいの推移となっております。しかし、その中でも管理されない空き家は年々増加していると考えております。

空き家につきましては、令和2年度に自治会協力の下、市街地の危険空き家調査を実施しまして、それまでの指導対象空き家と合わせて105軒となっております。その後相談等により新たに確知したものや解体されたものを加除し、令和5年8月末時点で111軒となっております。空き家111軒の中で管理されず、老朽化が進んだ空き家は11軒となっております。

以上です。

○委員長（喜多武彦君） 西川委員。

○委員（西川 剛君） これは協議会の会議概要が報道で私も知ったところでありますけれども、会議概要がホームページに載っていないので、ぜひ見られる状況にしてくださいと一つ言いつつ、ちょっと今の部分で、管理されない空き家、また、空き家・空き地バンクなどを通じても流通されないというのが、今ありましたとおり、例えば危険空き家、特定空家ということで地域の生活環境に深刻な影響を及ぼすということで、私も令和元年第2回定例会において一般質問でこの空き家対策についての提言も含めた質問をさせていただいたところでありました。

そこでいくと、危険建物はその当時14軒となっております。今は内訳があったとおり、111軒

が空き家で、うち11軒が危険な状態だよということです。この際、私は質問の中で、解体費の補助制度を創設して、恐らく空き家の多くは、今の所有者の方が市外にいらっしやって、何とかしたいけれどもとか、いろんな相談の中ではあるかと思いますが、結果この地域においては、その空き家が危険空き家、特定空き家となっていけば地域環境は、近隣の皆さんに迷惑な施設になるよということです。そこを何とか補助制度で解体をといるのを提案したところであります。

実はこれは移住定住政策だということの位置づけで当時答弁をいただいて、ここで触れております空き家計画の中でも、一つの方策として検討していくということにされています。当然所有者がいて、御本人の財産でありますから、行政が最後特定空き家、行政代執行という手続はありつつも、そこに至らないまでに自発的な除却が必要なのではないかなというところで、当時も提案して、今も思いは変わっておりません。

計画の中でもその一つの方策として検討するというのでありますので、この現状そういった部分、なかなか新築や住宅改修のような居住環境、やはり住むことに対する補助金はあるんですけども、除却というとなかなかイメージが、壊すものに何でというのはあるかもしれませんが、とはいえこの間そこで人の営みがあって、結果住まわれなくなって、結果地域の迷惑になる施設だということなので、その自発的な除却を促す意味でもやはりこの制度、もう一歩進んで検討が必要なのではないかなと思うんですが、計画の中で書いてありますので、現在の検討状況をお知らせいただければと思います。

○委員長（喜多武彦君） 峯垣建築課長。

○建築課長（峯垣智剛君） お答えいたします。

空き家の解体に対する補助制度についてということなんですけれども、まず、現在資材の高騰などによって、大体解体費用は一般的な住宅で約200万円程度必要という状況になっております。先ほど、現在危険度が高いと判断した空き家11軒ということなんですけれども、その空き家については、費用の一部を補助する制度があっても、そもそもその所有者の方の資産が全くないとか、所有者がいないとかという状況がありまして、その点については、その補助制度があっても解体が行われる可能性が低いものが多いと把握しております。

また、先ほど報告した解体数のとおり、一定程度の空き家については解体が進んでいるという状況もあります。一方で高齢化や過疎化はどんどん進んでおりますので、市街地においても管理されない危険空き家は今後も増加すると思われま。管理されないまま放置されて、危険空き家になる前の対応を所有者に対して促して、そういう政策として解体費用の補助というのは一定の効果はあると考えております。

空き家は、西川委員もおっしゃいましたけれども、個人の資産であることもあります。また、補助制度を設立したことによりまして空き家を危険な状態にまで放置されてしまうという危険性もあります。今後については、解体への補助要件、制度設計も含めて、慎重に検討していきたいなと思っております。

以上です。

○委員長（喜多武彦君） 西川委員。

○委員（西川 剛君） ただいまの検討状況についてお聞かせいただきましてありがとうございます。引き続きどうぞよろしく申し上げます。

同じく総務費の中でもう一点の質問のほうに入っていきたいと思います。

3つ目が、新型コロナ対策費の中の水道事業会計補助金についてお聞きいたします。

主要施策の成果報告書では、27ページ、28ページでございます。

こちらは令和4年10月から水道料金が改定をされ、これも背景の中で、物価高騰など市民及び事業者の経済的負担を軽減するため、この補助金によって実質水道料金の値上げ分を軽減してきたということでございます。

まず、振り返りの意味を込めて、この軽減の対象となった水道料金改定内容、令和4年10月の改定内容についてお知らせください。

○委員長（喜多武彦君） 榎木上下水道局副長。

○上下水道局副長（榎木孝士君） お答えいたします。

令和4年度に行った水道料金の改定は、平成30年4月の改定に続く段階的な引上げによるもので、当初、令和4年4月に改定の予定でしたが、コロナ禍における市内経済の影響を考慮して令和4年10月に改定をしました。

改定の中身としましては、総括原価方式による見直しで、平均改定率22.6%としたところで

以上です。

○委員長（喜多武彦君） 西川委員。

○委員（西川 剛君） 議会でも、当時私も上げるなということによっておりましたし、付託をされました総務産業常任委員会の議論の中でも様々ありまして、条例改正値上げの手続は踏んだけれども、市長には判断いただいて、半年間、この地方創生臨時交付金を活用して軽減策が講じられたということでございます。

決算額の部分で確認をさせていただきたいと思います。国の臨時交付金を、この補正予算段階では全額この交付金を財源とするということで予算化されておりましたけれども、決算の関連資料を見ますと、財源内訳、これは全額臨時交付金ではありませんでした。この理由についてお知らせください。

○委員長（喜多武彦君） 千葉財政課副長。

○財政課副長（千葉 玲君） 交付金でない理由についてお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金につきましては、自治体ごとに交付限度額が定められておりまして、国への返還が生じないよう財源充当を調整した結果、本事業に一般財源が生じたところです。

以上になります。

○委員長（喜多武彦君） 西川委員。

○委員（西川 剛君） ちょっとこの考え方の整理であれなんですけども、額でいくと3,000万円の予算に対して決算額2,878万6,000円で、財源内訳が今言っていた臨時交付金が754万2,000円、一般財源が2,124万4,000円と。今の御答弁でいけば、対策交付金の枠があって、その外れた部分を一般財源で見たということかと思えますけれども、当初その部分はコロナ禍の対策予算については、そういった取組はあまりしてこなかったんですけども、結果的にはこの2,000万円を一般財源に入れられたよという、この判断というのはどういったことだったのでしょうか。ちょっと聞き方が難しいかもしれないですけども、2,000万円を一般財源で出せた理由についてお知らせください。

○委員長（喜多武彦君） 佐藤財政課長。

○財政課長（佐藤寛之君） お答えいたします。

今副長から答弁あったとおり、臨時交付金を返還が生じないようにしっかり使い切るという観点で予算組みをしてまいりましたけれども、一定程度やはり執行状況を踏まえながら、一般財源がある程度は生じるものという想定の中で予算組みをしまして、結果的には全体でいきますと、全体ではたしか7,000万円程度一般財源が生じております。

国の臨時交付金もそれぞれ分かれて入ってきたりですとか、その分かれて入ってきたものを、この行き来が可能なものとか駄目なものということもありますので、これらを調整した結果、ある程度事業費の大きいところで調整することになりますので、結果的には水道事業のほうの一般財源の配分がちょっと大きくなったという結果でございます。

以上です。

○委員長（喜多武彦君） 西川委員。

○委員（西川 剛君） それで、令和4年度のこの10月からの補正予算、今お聞きしている部分については、令和5年度当初も同様の趣旨によって軽減策終了を1年間延期しています。その額は予算額でいくと8,000万円でございます。令和4年10月からの半年間の軽減策に関する費用が予算で3,000万円で決算が2,878万6,000円ということ、期間で半年と1年間を比較すると2倍すれば6,000万円かなと思うんですが、令和5年度が8,000万円という予算が措置されているというところで、これは実際、軽減策1年間に要する額というのは、この5年度見込みというのが正式なのかと思えますが、予算は8,000万円ですけども、これは幾らぐらいなんですか。

ちなみに8月9日に開催されました総務産業常任委員会で提出いただいた水道事業収支計画によれば、軽減策が講じられている今年度、令和5年の料金収入、それと令和6年の軽減策なくなった料金収入の差はおよそ6,000万円だということで、必要な額は6,000万円かなと思うんですけども、令和5年度の決算見込みを含めて、1年間の軽減策に要する額は幾らぐらいなのか、お聞かせください。

○委員長（喜多武彦君） 榎木副長。

○上下水道局副長（榎木孝士君） お答えいたします。

水道料金自体は令和4年10月に改定をしたんですけれども、10月検針分については9月分の水道使用分が含まれていますので、実質的には11月検針分から料金改定を適用することになります。

このため、令和4年度については隔月検診にした影響もありまして、6か月分ではなくて4か月半の減額を積算根拠としています。なのでこれを1年分に換算すると、1年間8,000万円必要ということになります。

また、令和6年度のお話もありましたけれども、組立ての中で令和6年4月分まで軽減をすると予定しておりますので、6年度の料金収入については、この料金の軽減分も見込みまして、前年度比6,000万円の増と見込んでいるところです。

以上です。

○委員長（喜多武彦君） 西川委員。

○委員（西川 剛君） 計算の期間の料金収入の考えなので、検針の手続の部分ということなんですけれども、ちょっとやったりやらないというところではなくて、1年間にということであれば、1年間に必要な所要額、軽減策をもし講じるとすれば必要な額は8,000万円だよということではよろしいのか、ちょっと確認をさせてください。

○委員長（喜多武彦君） 榎木副長。

○上下水道局副長（榎木孝士君） お答えいたします。

令和4年の決算額が4か月半の計算なので、これを1か月分にしますと、大体640万円だとか650万円ぐらいになるんですけれども、それを1年分に直すと8,000万円弱になるかということで、8,000万円必要と考えております。

○委員長（喜多武彦君） 西川委員。

○委員（西川 剛君） 額を殊さら聞いておりますのは、先ほどのようなごみの歳入の決算もそうなんですけれども、大きく市民の影響がある料金ということで、端的に申し上げて軽減策を講じて、1年半講じるということでやっております。この先何もしなければ来年の3月で、この軽減策が終わって、22.6%の水道料金の値上げが実質的に市民の御負担になるよということです。

円高等による現状改善は、改善するどころか、さらに円安を背景に物価高が毎月のように進んでいて、家計や事業関係は厳しい状況が引き続きでございます。これが来年4月から改善するとは思えませんので、次年度、令和6年度も水道料金値上げに対する軽減策は行うことがもう必須だと私は考えますが、4年決算の部分でどうなんだというのもあれなんですけれども、経済環境に関する現状認識と次年度に対する考え、8,000万円投じてもう1年輕減をやはり考えなければならぬねと思っているかどうか、ちょっと現状の認識についてお聞かせいただきたいと思います。

○委員長（喜多武彦君） 法邑副市長。

○副市長（法邑和浩君） お答えいたします。

まず、経済環境に対する現状認識となります。現在社会経済はコロナ禍前に戻りつつあるということでありますけれども、一方においては、依然としてウクライナ情勢を背景とした資源やエネルギー、そして食料等のずっと値上がりが続いておりますし、また円安などそういった影響によって物価高騰等も続いている状況にあるということで、これは市民生活ですとか事業者に大きな影響があると捉えております。

そこで、負担軽減策の次年度に対する考えということであります。これまでもお話がありましたとおり、水道料金については令和4年10月からということで、値上げの条例改正を行ってはいますが、当時、資源、物価高騰等の影響等を考慮しまして、国からの臨時交付金も活用しながら、4年度については半年分の軽減策を行い、そして5年度についても、これは1年度に限ってということでその継続をしてきているところであります。

それで、据置きということでありますけれども、これは本来必要な料金収入を一般会計で賄っていくということになります。仮にこれが続けば、これは市の財政的にも大きな負担ということになりますし、これは独立採算制というその原則からも離れていくということにもなりません。

そこで、あくまでこれは一時的な措置ということであるべきということで、とどめるべきということで考えておりますので、現時点においては軽減策の延長、6年度の延長ということについては考えていないところであります。

ただ、市民生活に大きな影響が出ているということは事実でありますので、負担軽減の対策としまして、これまでは国の交付金を活用しながら、市民生活や事業者支援といったものを行ってきた経過もあります。今後、国のほうで経済対策を今取りまとめておりますけれども、それらを踏まえて精査してということにはなりますけれども、この水道料金の軽減という形ではなくて、安全安心に市民が生活を送れるよう、または地域経済の回復に向けた必要な対策といったようなことについては検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○委員長（喜多武彦君） まだ総務費の質疑が続いておりますが、ここで午後1時30分まで休憩いたします。

---

(午前 11時49分休憩)

(午後 1時30分再開)

---

○委員長（喜多武彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

総務費の質疑を続行いたします。

総務費について御発言ございませんか。真保 誠委員。

○委員（真保 誠君） 私からは、総務費の企業誘致対策費の中の企業誘致推進事業についてお尋ねいたします。

まずもってこの予算の中で、決算書の65ページ、66ページ、そうしまして、成果報告書は21ページ、22ページに計上されております。

この企業誘致についての実施内容についてお聞かせお願いいたします。

○委員長（喜多武彦君） 久光副長。

○企画課副長（久光 徹君） お答えいたします。

企業誘致推進事業の中では、特定遊休財産ですとか駅南工業団地等を活用した企業誘致を進めつつ、お問合せのあった企業への対応、さらには誘致の可能性のある事業所の調査等を本事業の中で進めたところでございます。

金額的な内訳で申し上げますと、誘致の可能性のある企業への訪問等に要した経費が31万1,000円、製造業等を中心に市内事業所と取引のある事業所の情報やこのほかのお問合せのあった企業の情報の入手に要する費用等を合わせまして19万8,000円となっているところでございます。

以上です。

○委員長（喜多武彦君） 真保委員。

○委員（真保 誠君） この予算につきまして、立地企業連携事業も含めまして誘致対策事業費が予算で147万1,000円ついております。そして実際に実施された費用を差し引きますと不用額で約76万円不用になっておりますが、どうも内容が、詳しいところまではお聞きしませんが、企業誘致に関しましてもう少し細かいというか、もっと掘った中身で、例えば市内企業の関連会社、士別には企業誘致しまして、大きなトヨタを含めていろんな業界の業者の企業が入っておりますが、そこに関連した企業というのは非常に多いと思っています。そこら辺の関連企業へのアプローチとかはどのようにされているのかなど。

そして実質この金額でまかたできるのかなど。単純に使わないことについては非常によろしいかと思えますけれども、不用額が多いのは。ただ実際に企業誘致となると非常に規模の大きい話になってきますので、もう少し掘り下げたアプローチ、それから各企業への、多少の予算は、この中で使える範囲の中で情報収集ということにもっと使ってもというか、力を入れていただいてもいいのではないかなという気はいたしますが、その辺の見解をお聞きします。いかがでしょうか。

○委員長（喜多武彦君） 増田課長。

○企画課長（増田晶彦君） お答えいたします。

初めに、現在市内に誘致している企業へのアプローチという部分についてでございます。これまで意見交換などの場を活用しながら、誘致企業に対しまして、関連企業ですとか、それから参加企業の進出について要請活動は随時行ってきているところでございますが、なかなか本市自体で製造、それから組立てなどを行っている事業というものがございませんというところも要因の一つかとは思いますが、そういったことで具体的な成果が上がっていないというのが現状でございます。



今年度につきましては、昨年度収集しました市内企業と取引のある市外、道外企業を対象とした、ダイレクトメールを発送したこと、それからダイレクトメールに対して反応が返ってきた企業に対して、ちょっと、情報の追加等々行っているところでございますので、引き続きいろいろなアプローチをしながら、市内と、全く土別市を知らないところというところはなかなか難しいとは思いますが、まずは市内と取引のある企業を中心としながら、まず市の紹介、それから工業団地、それから特定遊休財産などの紹介を続けていきたいと考えてございます。

それから、企業誘致活動を行う上でさらなる取組というところでございますが、ただいま申し上げましたように、まずは本市の存在を知っていただくというところが入り口となると考えてございます。先ほど申し上げましたダイレクトメールの発送などもこの後引き続いて行っていきたくは思っておりますが、一方で、やはり誘致活動を進めていくという上では、意見交換、それから相手企業への訪問など、まずは顔と顔を合わせた中での信頼関係づくり、こういったことが大事になってくるのかなと考えております。

やみくもに企業訪問を行うということは考えてはおりませんが、本市に興味を示していただいた企業等に対しましては積極的に、これは市長によるトップセールスなどを通じまして、信頼関係、PR活動について行っていきたくは思っておりますし、こういったことに必要となる予算についてはしっかりと確保した上で、効率的、効果的な企業誘致活動を続けていきたくは思っております。

以上です。

○委員長（喜多武彦君） 真保委員。

○委員（真保 誠君） 今後とも、通常の今のお話伺ったとおりのことは最低限していただいて、実際に大手企業が来られている関係者の方も含めて、ぜひともトップセールスで、そこからきっかけづくりとして関連会社のほうに門戸を開いていただいてアプローチしていくことをぜひともやっていただきたいと。

前の私の一般質問でもお話ししましたがけれども、ぜひ四季を通じて、こちらでいろんな車関係、それからタイヤ関係の業者さんもいっぱい来ております、メーカーも来ておりますので、ぜひこの気候を生かしたアプローチを進めていただいて、土別を、企業誘致としてアプローチを今後も続けていただきたいと思っております。

○委員長（喜多武彦君） ほかに御発言ございませんか。佐藤 正委員。

○委員（佐藤 正君） 私のほうからは、季節移住対策事業について伺います。

成果報告書では19ページに掲載されております。

郊外に住む高齢者等が安全で安心な生活を送れるよう、新たな居住施策を構築すると、市保有建設の実態調査及び周辺地区住民のニーズ調査や建物の設備調査を実施したということなんですけれども、調査の具体的な内容をお知らせください。

○委員長（喜多武彦君） 久光副長。

○企画課副長（久光 徹君） お答えいたします。

アンケート調査の内容についてでございます。中央市街地地区を除く70歳以上のみで構成される世帯を対象といたしまして、冬期間の生活状況や冬期の期間一時的に利用できる住宅の利用の意向、また、その場合の利用の条件等についてアンケートで調査したものでございます。

調査票の配布については、570世帯配布しておりまして、回答いただいたのが228件、回答率は40%ということになってございます。この中で希望するもしくは条件によって希望すると回答いただいた世帯が60件あったところでございます。

以上です。

○委員長（喜多武彦君） 佐藤委員。

○委員（佐藤 正君） 570世帯に配布して228件の回答があったということなんですけれども、このアンケートの結果は、いろいろ条件に合えば移住したいとかという内容だったのかなと思います。この調査結果を踏まえて、今後どのような取扱いをしていくのか、お聞かせください。

○委員長（喜多武彦君） 久光副長。

○企画課副長（久光 徹君） お答えいたします。

昨年度の前段申し上げましたアンケート調査の結果に基づきまして、今年度、さらなる詳細なニーズ調査を追加で実施しているところでございます。これと併せて、中央市街地地区に2部屋本市が所有している部屋を用意いたしまして、これを実証的に活用を希望される方も併せて聞き取りをしているところでございます。このような形の中で、本年昨年度のアンケート調査を踏まえて実証的な事業を進めているところでございます。

以上です。

○委員長（喜多武彦君） 佐藤委員。

○委員（佐藤 正君） 去年の調査結果を含めて今年も調査をやるということなんですけれども、やはり冬期間だけというのは、いろいろ引っ越してくる人もいろんな負担が大きいかなと感じております。そういう中で当面、医師住宅を活用するというお話も伺っておりますけれども、医師住宅についても限りがありまして、市営住宅の活用なども含めて、そういう考えはないのか、お答えをお願いします。

○委員長（喜多武彦君） 増田課長。

○企画課長（増田晶彦君） お答えいたします。

現在の季節移住の内容につきましては、ただいま委員からもお話ありましたとおり、市が所有している医師住宅、こちらを活用して実施するというを予定しているところです。

そこで、市営住宅の活用もというところを検討してはというお話がありました。担当課のほうともこの間確認をしてきているところでございますが、市営住宅を活用する、市営住宅に入居する要件の一つとしまして持家を持っていないということが条件になるということをお伺いしているところです。郊外地区、当然今住んでいる持家を持っている方が基本的にはほぼ全てという状況でありますので、なかなかここで市営住宅をちょっと活用するということは正直現在難しいのかなと考えております。

したがいまして、ちょっと別アプローチということにはなりますが、これは今後ちょっと検討するところではございますけれども、市内の民間アパートへの入居等々に対する支援というところもちょっと今後並行して考えていきたいと考えております。

以上です。

○委員長（喜多武彦君） 第3款民生費の質疑に入ります。

御発言ございませんか。石川陽介委員。

○委員（石川陽介君） 民生費、老人福祉費、介護従事者新規就労定着支援事業についてお聞きいたします。

初めに、事業概要と令和4年度の事業実績、成果についてお知らせください。

○委員長（喜多武彦君） 大岡介護保険課高齢者福祉係長。

○介護保険課高齢者福祉係長（大岡健太君） お答えいたします。

この事業の概要は、介護従事者不足を解消するため、介護資格研修受講料の貸付金や各種補助金の交付などの支援を行うことで、安定的で質の高い介護サービスが提供されるよう、介護従事者の確保及び定着を図ることを目的として実施しています。

次に、主な事業実績と成果についてですが、介護従事者新規就労定着支援事業としまして、個人向けに就労定着と資格取得支援を目的に、資格取得の受講費用の貸付、3年間の就労による償還免除を行っています。令和4年度の実績は、貸付を実施した方が実務者研修で8人、72万2,000円、償還免除を行った方が6人、51万円となっています。主な成果としては、多数の償還免除実績から、就労定着支援と資格取得の経済的支援効果があるものと考えています。

次に、介護従事者研修費補助事業としまして、事業所向けに資質向上と従業員教育の促進を目的に研修費用の補助を行っています。令和4年度の実績としましては、4件、22万円となっています。主な成果としては、補助による研修機会の増加や研修を通じた職員の資質向上につながっているものと考えております。

続いて、市内高校生の介護職場体験事業としまして、高校生を対象に、介護分野の裾野拡大を目的に、介護施設における職場体験を実施しています。令和4年度の実績としましては、参加者が15名、成果としまして、介護分野への関心を持っていただくきっかけづくりになっているものと考えています。

続いて、介護実習生等受入支援事業としまして、事業所向けに実習生等の受入れの促進を目的に受入れ費用の補助を行っています。令和4年度の実績としましては6件、60万円。成果としまして、費用補助による受入れ促進につながっているものと考えています。

続いて、新規介護従事者就労支援補助金としまして、個人向けに市外からの就労定着支援を目的に、一定期間経過後、転入者へ支援金を交付しています。令和4年度の実績としまして、2件、30万円。成果としましては、転入者の就労定着につながっているものと考えています。

そのほかとしまして、介護ロボットや福祉用具の展示会を市内で初めて開催し、介護ロボットなどの普及啓発を行ってまいりました。

また、旭川市福祉人材バンク、これは旭川市の社会福祉協議会でありますけれども、こちらの主催によって、ハローワーク士別において福祉職場の就職説明会を開催したところです。

以上です。

○委員長（喜多武彦君） 石川委員。

○委員（石川陽介君） 決算には直接関係しませんが、令和4年度の実績を踏まえ、5年度に新たに実施した取組について、考え方とその内容についてお知らせください。

○委員長（喜多武彦君） 大岡係長。

○介護保険課高齢者福祉係長（大岡健太君） お答えいたします。

今年度の新たな取組としまして、入門的研修としまして、介護職未経験者が介護に関する基本的な知識を身につけることができるように研修を実施することで、多様な人材の確保につながるよう、一般市民向けの基礎講座を実施しました。

こちらの今年度の実績ですが、参加者が計13名おられました。参加された方の御意見としましては、研修の内容については多数の方から理解できたと御回答をいただいたところです。また、受講者の中には、介護の仕事を目指し、近隣で介護職員初任者研修を受講できる会場を探されていたため、連携している旭川市福祉人材バンクに案内を依頼したところです。今後も、事業目的に沿った内容を検討していきたいと考えております。

次に、介護事業所職員研修としまして、旭川にある福祉教育専門学校の三幸福祉カレッジと連携し、介護事業所の相互協力による年間を通じた受講が必要な研修会開催の支援を行っています。今年度は8月から3月まで月1回、市内の会場で実施しているところです。事業所の経費削減や職員の移動時間削減による効率化を図っているところです。

そのほかには、6月号の広報に介護への理解を深めるためにと題しまして特集ページを作成し、介護現場の声や士別市の現状などの市民周知を図ってまいりました。

また、これまで事業所へのアンケートを行ってきましたが、今年度は新たに介護従事者自身に職場アンケートを実施し、従事者目線からの介護現場の実態把握に努め、人材確保策の参考にするため、今後実施予定となっております。

以上です。

○委員長（喜多武彦君） 石川委員。

○委員（石川陽介君） どうもステップというか一歩目、介護に対する一歩目が裾野を広げるための事業がすごく広がったというお話を聞きまして、まず従事者が増えること、そして市民の皆さんが、仕事としてではなくても、介護に対して認識、知識を増やしながらかつて対応できるような体制を整えるというところがすごく大事だと私も思いました。ありがとうございます。

そして最後に、市民が安心安全に暮らすためにも、地域の経済循環をよりよくしていくためにも人材の確保は肝要であると考えます。他自治体においても人材不足が叫ばれる中、士別に就職したい、暮らしたいという理由を持っていただく必要があるかと考えますが、今後の介護従事者確保の取組をどのように進めていくか、お考えをお聞かせください。

○委員長（喜多武彦君） 青木介護保険課長。

○介護保険課長（青木秀敏君） お答えいたします。

今後の事業の進め方についてということではありますが、基本的な考えとしては、この事業ですけれども、士別市まちづくり総合計画に基づく事業として位置づけているものになっております。総合計画では、実行計画や展望計画といった期間が定められておりまして、それに合わせまして4年間ごとに事業の検証、こういったものを行うこととなっております。

また、実行計画が令和7年度で最終年度ということになりますので、そういった節目のところを迎えるということで、事業の継続をするのか、また見直しをしたらいいのかといったことなどの事業検証をその年度に行うような取扱いということで基本的には考えているところです。

それから、委員から少しお話がありました、士別に暮らしたいですとか就職をしたいと思える取組をしてはというところに関してですが、まず介護分野におきましては、市外にそういった、今、令和4年度、5年度の事業の説明をさせていただきましたけれども、こういった確保策を市外向けにPRをすることですとか、また、介護保険事業所の中には特色を持った取組をしているところもあると思いますので、そういったところの事業所の取組なんかを市外向けに発信したりですとか、そういったことが考えられるのかなということでは思っているところでもあります。

また、市外からの人材を確保する、こういったことは即効性もあるところではありますが、現状の事業の中では、実習生の受入れ、こういったことに対する助成ですとか新規就労に対する助成金、こういったものを実施しているところではありますが、大きな成果にはつながってはいないんですけれども、少しずつ効果が出てきているのかなと実感をしているところです。

その他の既存事業、先ほども説明いたしましたけれども、個人それから事業者に対する助成を行うことで資格取得時の負担軽減を図ること、また、離職の防止、こういったものにもつながるのかなということで、定着に向けた支援の実施、こういったものも進めていかなければいけないのかなと思っています。

また、介護という仕事のイメージアップ、それから興味、関心を持っていただく、先ほどもありました基礎教室という講座などの機会をつくるといったところも必要なのではないかなと思います。

国のほうでも、あとはICTとか介護のロボット、こういった事業も進められているところでありまして、介護現場のそういった環境の整備、生産性の向上、こういったものに対する支援などについてもいろいろとされているところです。また、そういった目的に応じて広く進めていくこと、総合的に進めていく必要があるのかなということでは考えています。

また、国では、令和6年度から介護報酬の改定に向けてということで今現在協議が進められているところになっています。介護従事者の賃金、こういったものについては、そういった介護報酬の公定価格という制度の性質から、報酬でもって適正に評価されるべきなのではないか

など考えております。また、処遇改善加算、こういったところもその中で措置がされているところなのですが、まだまだ介護現場には足りていないのかなと率直に思っているところです。

そういったところと、費用負担、国の負担、道の負担、市の負担とか利用者の負担、こういったものもあります。その負担の在り方も含めて、持続可能な制度となるよう、市長会、こういったものを通じて国に強く現在も要請しているところとなっております。

こうした介護従事者の不足の問題については、また事業所と連携することが不可欠ということになっておりますので、毎年2回ほど意見交換、こういったものを開いた中で事業者の状況把握をすること、それから政府与党のほうでは、現状の深刻な労働者不足を止めるために、緊急の処遇改善として、経済対策での介護職の月額6,000円の引上げ、こういった案が報道されているところになっています。

こうした国や北海道の政策を注視するとともに、成果を上げている自治体の好事例なんかを今現在の参考として私どもも事例をいろいろ集めているところでありまして、そういったものの調査・研究を行っているところであります。こういった取組を進めていきたいと今現在のところは考えているところです。

以上です。

○委員長（喜多武彦君） 石川委員。

○委員（石川陽介君） 次に、民生費、児童福祉費、保育士等確保対策就労支援事業についてお聞きいたします。

初めに、事業概要をお知らせください。

○委員長（喜多武彦君） 中岡こども・子育て応援課こども育成係長。

○こども・子育て応援課こども育成係長（中岡賢二君） お答えいたします。

事業概要ですが、市外から市内に移住し、市内の認可外保育所、地域保育所、幼稚園及び認定こども園に1年以上就労された保育士または幼稚園教諭に対しまして就労支援補助金を交付するものであります。

金額については、1年経過時に10万円、2年経過時に15万円、3年経過時に20万円、3年間合計で45万円を支給することとしております。

以上です。

○委員長（喜多武彦君） 石川委員。

○委員（石川陽介君） 次に、事業実績と成果、そして周知の方法についてお知らせください。

○委員長（喜多武彦君） 中岡係長。

○こども・子育て応援課こども育成係長（中岡賢二君） お答えいたします。

まず、事業実績であります。令和2年度に該当となる方1名が就労され、令和3年度から支援補助金を支給し、令和5年度で3年目ということになっております。

次に、成果であります。市外から市内への人材確保、そして補助金の該当者については3年経過した現在においても継続して就労しているということになります。

3番の周知方法ですが、こちらについては、対象となる施設へパンフレットを配布しているほか、市のホームページにおいて掲載をしているところです。

以上です。

○委員長（喜多武彦君） 石川委員。

○委員（石川陽介君） こちらも先ほどの介護従事者新規就労定着支援事業のときにも聞きましたが、こちらでは例えば親御さんとお子さんが安心安全に暮らすためにも、そして地域の経済循環にも寄与することもあると思うんですけども、人材確保が肝要であると考えます。ほかの自治体においても同じく人材不足が叫ばれております。この中で士別に就職したい、暮らしたいという理由を持っていただく必要があると考えます。今後の保育等従事者確保の取組をどのように進めていくか、お考えをお知らせいただきたいと思います。

例えば、まずはパンフレットの情報を見やすいようにデザインする、または必要であれば情報の整理や働いている雰囲気やまちの様子にも少し触れるようなビジュアル面の充実を図る、ほかにも、パンフレットとは別ですが、必要となれば支援の金額の増額なども考えられると思いますが、いかがでしょうか。

そして最後に、全市的に保育士の人材不足にも対応できるよう対象施設の拡大なども考えられると思いますが、いかがでしょうか。お考えをお聞かせください。

○委員長（喜多武彦君） 武山こども・子育て応援課長。

○こども・子育て応援課長（武山鉄也君） お答えいたします。

現在、本制度につきましては支援金という形になっております。この制度等については他市町村等でも様々な形で実施されているところでもあります。本制度につきましても、国や道の制度等も今後注視しながら、例えば先ほど介護の話も出ていましたけれども、他業種との整合性や、もしくは他自治体の類似の取組なども参考に、その辺については見極めていきたいという考えでございます。

また、移住との関係についても御提案をいただいたところです。移住者の就職先として、例えば保育園、そして対象となる幼稚園、それらも選択肢としてもらうことも想定し、移住者への周知についてはホームページ等を活用しているわけですが、そのページ等には実はこの制度がまだ記載されておらずでしたので、例えばそのようなところに一緒にリンクを張る、そして一緒に見られるとか、そのような工夫も行っていきたいと考えているところです。

あわせて、今の周知、先ほど中岡係長からもお話をさせていただきましたが、対象施設にパンフレット、そして市のホームページに掲載という形にしていますけれども、実際内容についてはまだ制度の紹介という形のものになっていて、ちょっと移住者の方が見るには感覚がやはりつかみづらいというところもあるのかなと思っております。今回御提言をいただいた部分もありますので、少し外目から見たときに判断できるような工夫もちょっと考えていきたいと思っています。

さらに、保育士確保という面におきましては、この制度によらず、先ほどのほかの国や道と

いうこともありますけれども、本市においても士別市の奨学金返還支援補助金というものもありますし、あとは北海道の社会福祉協議会では就職準備金貸付などの制度もあると伺っております。対象となる方についてはこのような制度も併せてお知らせできるような手法について検討していきたいと考えているところです。

以上です。

○委員長（喜多武彦君） ほかに御発言ございませんか。大西 陽委員。

○委員（大西 陽君） それでは、保育士等確保対策就労支援事業について、提言も含めて申し上げたいと思います。

今日は石川委員の後追いの質問が続いておりますけれども、いずれも大事なことでありますので、この点を考慮しながら私の考え方も含めてお話をさせていただきたいと思います。

この事業は確実な人材確保のために、先ほどもあったように、就労日から最大3年間の継続就労で補助金として総額45万円支給されるとなっております。4年度決算を見ると、この事業はあまり有効に働いていないという気がいたします。そういう意味では、実効性をより高めるために、対象期間の延長だとか、あるいは補助金の増額、あるいは先ほど介護従事者の対応のときに申し上げた資格取得のための融資制度など、交付要件の見直しと併せて拡大を検討すべきだと思います。

それで、4年度決算が15万円の決算です。これは恐らく就労2年間経過をした1名の方が対象だと。そして5年度予算が20万円ですから、同じ方が3年間を就労するという予定で予算措置をしているのだと思います。このままいくと6年度は今のところ該当者がいないということになりますから、ぜひ来年度期間、空白の期間ですから、より充実したこの制度になるように、先ほど言ったようなことで検討していただければと思いますので、見解を伺いたいと思います。

○委員長（喜多武彦君） 武山課長。

○子ども・子育て応援課長（武山鉄也君） お答えいたします。

今、大西委員から御提言をいただきました、より実効性を高めるためにということでございます。介護事業者の部分の制度と比べますと、人材確保の点ではまだ少し及ばないのかなとはございますけれども、現在、今後を見通したときに、子供たちの人口というんですか、子供がなかなか今少なくなっている現状もございますし、やはりそういうことで考えれば、少し将来展望を見越した形で今後計画していかなければいけないと考えているところです。

令和6年度におきましては、令和7年度からの第3期子ども・子育て支援事業計画の策定を予定しているところです。この計画につきましては、今後想定される保育の目安というか保育の量とか、そのようなものも見越した中で計画を組んでいきますので、その中で幼児保育体制の在り方についても検討する予定であります。その中で併せて保育士の確保とか、そういう面についても議論の必要がございますので、今般いただいた御提言を踏まえた検討を行っていく考えであります。

以上です。



○委員長（喜多武彦君） ほかに御発言ございませんか。湊 祐介委員。

○委員（湊 祐介君） 私からは老人福祉費、高齢者入浴助成金についてお聞きしていきます。

成果報告書35ページ、予算書のほうでは328万円、令和3年度356万円、令和4年度は285万円、マイナス19.9%の増減率となっています。この事業の概要と減少の要因などをまず確認させてください。

○委員長（喜多武彦君） 徳竹地域生活課副長。

○地域生活課副長（徳竹和美君） お答えいたします。

まず、事業の概要です。高齢者等入浴料助成事業は、高齢者等の健康で豊かな生活環境の充実、交友活動の推進と福祉の向上を図ることを目的とした事業で、人と話す機会や外出のきっかけづくりなど、あるいは御自宅にお風呂がない方の入浴場所の提供などとして実施しており、入浴料金の4分の3を助成するものです。

対象者は、市内に住所を有する70歳以上の高齢者や身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者福祉手帳の交付を受けている方、また、ひとり親世帯、生活保護世帯となっております。

助成の対象施設は、朝日地区の朝日地域交流センター和が舎と市内地区のいきいき健康センターぷらっと、令和5年度から多寄地区の日向保養センター日向温泉を加え、現在は3施設が対象となっております。

次に、令和4年度決算の減少の要因です。成果報告書及び決算資料に記載の実績については、和が舎の実績であります。昨年8月に事業の登録者を対象にアンケート調査を実施しました。その中で、利用頻度についての問いに対しては、約半数の方が週1回以上利用していると回答された一方で、約3割の方が過去に利用していたが現在は利用しなくなったと回答されました。その理由については、歩行が困難になったなどの健康上の理由であったり、新型コロナウイルスの感染が心配といった意見が多くを占めており、身体機能の変化や感染症の不安から利用を控えた傾向があったことが減少の要因と考えております。

以上です。

○委員長（喜多武彦君） 湊委員。

○委員（湊 祐介君） 減少率の要因など確認させていただきました。ありがとうございます。

次に、平成23年4月、和が舎の開設に併せて老人福祉センターで実施していたサービスを移行した事業だと確認していますが、令和5年度から多寄地域の日向温泉も対象施設となるところで確認していますが、周知の方法などはどのようにされているか、確認させてください。

○委員長（喜多武彦君） 徳竹副長。

○地域生活課副長（徳竹和美君） 事業の周知方法は、市のホームページや広報紙に掲載するほか、例えばひとり親世帯や障害者手帳の交付を受けた方については、窓口でお渡しする様々な事業などをまとめたパンフレットに掲載してお知らせしたり、あるいは生活保護世帯の方には相談の中でお伝えするなどして周知を行ってきました。

令和5年度から対象施設が拡大したことの周知は、市のホームページや広報紙、また地元紙への記事掲載により行った次第です。

以上です。

○委員長（喜多武彦君） 湊委員。

○委員（湊 祐介君） 次に、小学生の助成項目もありますが、現状でゼロ人ということで確認しております。実際のニーズ調査などはされているのか、教えてください。

○委員長（喜多武彦君） 徳竹副長。

○地域生活課副長（徳竹和美君） お答えいたします。

先ほど申しあげました昨年8月に行った事業登録者を対象としたアンケート調査で、ひとり親世帯についても実施いたしました。その中で、本助成事業を利用したことがあるかの問いに対しては、ないと回答された方が9割を超え、その理由については、7割以上の方が自宅にお風呂やシャワーがあるからと回答されています。また、今後、事業を利用するかどうかの問いに対しては、8割以上の方が利用しないと回答されました。この調査から、世代間の違いや住環境の変化で、本事業のニーズに差が見られ、小学生の利用につながらなかったと考えております。

以上です。

○委員長（喜多武彦君） 湊委員。

○委員（湊 祐介君） 最後になりますが、この事業によって高齢者の皆様に健康促進と入浴を通じてコミュニケーションの場と人とのつながりを結ぶきっかけのツールとして活用してもらいたいと私も考えております。それでも現状でまだこの制度を知らないといったお声を聞くのもありまして、今後、利用者拡大対象者とされる高齢者の皆様になかなか周知の方法など難しいのかなと私も思っているんですけども、そういった考えも今後あるのかちょっとお聞きしたいですので、よろしく願いいたします。

○委員長（喜多武彦君） 岡田地域生活課長。

○地域生活課長（岡田詔彦君） お答えいたします。

先ほど徳竹副長のほうからも御答弁申しあげましたが、ひとり親世帯や生活保護世帯、あと障害者手帳をお持ちの方につきましては、窓口の相談ページなど、その際に周知する機会がありますが、高齢者の方につきましては直接事業についてお知らせする機会が乏しいとも感じております。

引き続きになりますけれども、市のホームページによる周知のほか、広報紙や地元紙による掲載機会を増やしたり、施設に御協力いただきながら掲示物を貼るほか、パンフレットを活用するなどして広く周知を図り、登録者あるいは利用者の増加につなげていきたいと考えております。

以上です。

○委員長（喜多武彦君） ほかに御発言ございませんか。加納由美子委員。

○委員（加納由美子君） 子どもの権利推進事業について伺います。

子どもの権利推進事業についての概要は、子どもの権利条例の周知を図るため啓発活動を行った。また、子どもの権利救済委員会を設置し、救済体制の整備を図ったとあります。施行は平成26年と伺っております。その間、様々な事業をされてきたと思いますが、今年の決算は、予算も含めて決算が11万円と伺っておりますので、その中でどのような内訳で11万円をお使いになられたのか、まず伺いたいと思います。

○委員長（喜多武彦君） 御代田こども・子育て応援課副長。

○こども・子育て応援課副長（御代田知香君） お答えいたします。

令和4年度の決算額11万円の内訳といたしましては、委員報酬が3万5,000円、委員の費用弁償につきまして3,000円と周知啓発用の資材ですとか用紙代などの需用費について7万2,000円、合計で11万円の内訳となっております。

以上です。

○委員長（喜多武彦君） 加納委員。

○委員（加納由美子君） 以前の議会のときの答弁で課題は周知であるということでしたので、その間、3年あります。それで今回も7万円周知のためにお金を使っているということですが、その成果といいますか、周知がどの辺まで、子供たちにどれくらい届いているかということについてはどの程度認識されているのかということをお伺いしたいと思います。

○委員長（喜多武彦君） 御代田副長。

○こども・子育て応援課副長（御代田知香君） お答えいたします。

これまでに実施してきました周知啓発の活動についてですが、特に子どもの権利救済委員会の委員さんが積極的に取り組んでいただいております。コロナ禍以前におきましては、各種のイベントですとか学校への訪問など、対面を中心といたしました周知啓発活動を実施し、その中でパンフレット、チラシですとか、啓発用のグッズなどの配布を行ってきたところです。

コロナの影響によりまして、多くのイベントですとかの中止などでこれまで行ってきた対面での啓発の活動の機会が減少する中で、活動が制限される中で、3人の委員さん、何か代わる周知の方法だとかないかということで、新たな取組といたしまして、令和2年度からなんです。救済委員会だよりというものを発行いたしまして、市内の小・中学校の全生徒の児童・生徒の皆さんに配布をしております。現在もそちらは続けておりまして、年に3回の発行を行っております。

そのほか、救済委員の皆さんが行う周知啓発活動以外にも、市立図書館の職員の協力を得ながら子どもの権利に関する絵本の展示を行うなど、周知の活動を行っているところです。

どの程度、子供たちに周知した結果、認知度があるだろうかというお話だったんですが、令和3年度に子どもの権利に関するアンケート調査というのを実施しております。その中で子供たちが相談できる窓口、青少年相談室、家庭児童相談室、子どもの権利救済委員会それぞれについて知っていますかというアンケートを行ったんですが、その中では子供の回答として、

54.4%のお子さんが権利救済委員会を知っているという結果でした。

以上です。

○委員長（喜多武彦君） 加納委員。

○委員（加納由美子君） 様々な取組をされて積極的に活動されている中で、なかなか子供さんのところには届いていないのかなという、50%が多いのか少ないのかという判断は難しいかと思うんですけども、やはり受け止める子供さんにしても、実際に自分がそのような状況になる、なっているかどうかという判断もなかなかできなかつたり、やはり声を上げづらい課題ではないかなと思いますので、今後、同じことを繰り返してやっていくということも大切だと思いますけれども、ほかに何か新たな取組として考えていらっしゃるものがあれば伺いたいと思います。

○委員長（喜多武彦君） 武山課長。

○こども・子育て応援課長（武山鉄也君） お答えいたします。

これまでも、今、副長がお話ししたように、救済委員会の認知を高めるために様々な活動を行ってきているところです。その中で一定の効果は、子供が54%ということで、子供さんにとっては少し難しい言葉なのかなとは私は思うんですけども、それでも半分近くの子供が少し知っているというところもあります。

現在コロナ禍にあった中で、その後、今、平常の中で生活が戻っていくという中で、子供の過ごし方も少し変わってきているのかなと思いますので、その周知の仕方も、前例踏襲という形だけではなくて少し違う形、それについてはまだ検討の形になりますけれども、そんな形も行っていきたいと考えております。

あとは併せてやはり大人に対しても周知が必要だと思います。子供さん方も声を上げられる年代の方もいれば、なかなか自分の声を上げづらい環境の方もいると思いますので、そのときにはやはり子どもの権利条例の中にもある、大人が子供を守り育てていくというところがございますので、大人も救済委員会の部分でありますとか、子どもの権利の部分を理解した上で子供の育ちに関わっていくという体制を築いていきたいと考えているところです。

以上です。

○委員長（喜多武彦君） 加納委員。

○委員（加納由美子君） 今後は新たな取組も考えていただけるということなので、私のほうから少し提案があるんですけども、お話を伺う中で、やはりどう発信するか、どう伝えるかというところに重きが置かれがちなのかなと思いますので、やはり子供さんに伝わる方法ということを考えていただけたらよりいいのかなと思います。

例えばさほっちさんにちょっと御登場いただいて、こことここはプライベートゾーンなんだよと、ここに触られたら嫌と言っていいんだよとか、あと最近小学校の高学年になったらもう自分のスマホをお持ちだという情報もありますので、スマホを通して何か連絡する方法がある、電話を使って連絡するという方法が、きっとそういう発信の仕方だと思うんですけども、今

の時代に合った発信しやすい、子供さんから発信しやすいというところを考えていただくと、よりいいのかなと思います。せっかくいい条例がありますので、今後もどんどんそれが広まっていて、やはりその今いる子供さんたちが将来士別っていいところだよと言ってもらえたらなと思っております。

以上です。

○委員長（喜多武彦君） 加納委員。

○委員（加納由美子君） 続きまして、障害児通所支援センター費について伺います。

決算として、会計年度任用職員は、見込みを下回ったことによる残ということで記載を見ております。見込みが残ったということは、募集をかけてもなかなか職員さんが集まらなかったもので、予算も残ったし、現場は人が足りない状況が続いていたのかなと思っております。その辺りをどのようにお考えなのかということをもまず伺いたいと思います。

○委員長（喜多武彦君） 森こども・子育て応援課主幹。

○こども・子育て応援課主幹（森 悠亮君） お答えいたします。

令和4年5月に、週30時間勤務の会計年度任用職員が産前産後休暇取得のため代替職員を募集しましたが、11月まで応募がなく、その間の人件費の執行残がまず1つです。

次に、11月に週20時間勤務の会計年度任用職員2名が退職し、代替職員を募集しました。しかし、年度途中の募集ということもあり、応募がない期間があったため、その間の執行残であります。その間については、送迎や支援の役割をその他の職員が分担して対応しておりました。以上です。

○委員長（喜多武彦君） 加納委員。

○委員（加納由美子君） 障害児の通所支援センターばかりではなく、先ほども出ておりましたけれども、介護の現場にあっても、ほかの現場にあっても、なかなか人材不足、募集をしても人が集まらないということに関してはどこも同じ悩みを抱えているのかなと思います。それで、人が足りないということはやはり現場が大変だということだと思いますので、送迎の手伝いを市の職員が今されていたということをも伺ったんですけれども、現場の方々やはり事務量とかも、子供さんのお世話もあるけれども事務もあるということなので、その辺りの支援ということとはどのようにお考えになっているのでしょうか。

○委員長（喜多武彦君） 森主幹。

○こども・子育て応援課主幹（森 悠亮君） お答えいたします。

現場のスタッフの事務につきましては、市に記録があります。その日の支援記録になるんですが、その支援記録につきましても、うまく時間を使いながら支援の合間の時間にその担当のお子さんを別の先生にちょっとお願いしている中で、ちょっとの時間、例えば10分とか15分とか、そういう短い時間でもちょっと支援の記録をしに行く時間だとか、あとは仕事の合間のちょっと時間を使って記録を打ちに行くとか、そういうような形で事務作業のほうをこなしております。

以上です。

○委員長（喜多武彦君） 加納委員。

○委員（加納由美子君） 今の説明を受けると、やはり現場は大変なのかなと思いますので、できれば人がちゃんと集まっていたいで、定員を満了した状態で子供さんのお世話が出来るのが一番だと思うんですけども、なかなか人が集まらないという状況は来年度も続くかと思しますので、何か工夫をしていただけるとよいかなと思っております。

以上です。

○委員長（喜多武彦君） ほかに御発言ございませんか。真保 誠委員。

○委員（真保 誠君） 私から民生費の社会総務費の福祉灯油助成事業についてお尋ねします。

この助成事業について、事業内容と実績について趣旨に入る前にちょっとお伺いしたいと思いますが、よろしく願いいたします。

○委員長（喜多武彦君） 魚津福祉課生活支援係長。

○福祉課生活支援係長（魚津智孝君） 福祉灯油助成事業は、灯油価格の高騰時、高齢者世帯、障害者世帯、ひとり親世帯、生活保護世帯を対象に、上限1万円の灯油助成券を交付しています。助成額は、需要期における過去5年間の平均灯油価格と過去5年間の価格増減率による年度末までの推計価格と比較し算定しております。

過去5年間の実績では、平成30年、令和元年、令和3年、令和4年に実施しております。

以上です。

○委員長（喜多武彦君） 真保委員。

○委員（真保 誠君） その中で通告書の要旨にも書いてございますけれども、オール電化の住宅についての入居者への対応はどのようにされているのかというところをちょっとお尋ねいたします。というのは、オール電化のお宅は名前のおり灯油は使用いたしません、こここのところの電気料等の高騰もありますので、これについての市の対応はどのようにされているか、お尋ねいたします。

○委員長（喜多武彦君） 瀧上福祉課長。

○福祉課長（瀧上聡典君） まず先ほどの実績の関係をちょっと先にお話します。

まず、平成30年度なんですけれども、実績としては延べ高齢者世帯が409件、障害者世帯37件、ひとり親世帯79件、生活保護世帯126件で、合計538万4,000円という決算になっています。元年度につきましては362万9,000円、令和3年度は637万5,000円、こういった決算額になっています。

オール電化の方への対応としましては、今オール電化の人でも、家にポータブルストーブ、こういったもののある方は助成の対象と、灯油を使うポータブルストーブ、こういったもので暖房を取っている方に関しましては助成の対象としておりますけれども、全くそういうものがない家庭につきましては対象外という形になっています。

以上です。

○委員長（喜多武彦君） 真保委員。

○委員（真保 誠君） ポータブルストーブ、オール電化の住宅というのは非常に気密性が高く、煙突もありませんし、空気の出入りが非常に少ないということで、逆に言うとポータブルストーブによりまず一酸化炭素中毒とかそういった弊害も出てくる可能性もあります。希望としては、何とかオール電化の住宅にも、電気料の高騰も含めまして、何かの対策をぜひ考えていただければいいのかなと思います。現実には数件の皆様からオール電化の住宅についての対応はしていただけないのかというちょっと問合せも正直言ってありました。この辺ちょっとすぐ結論に至らないと思いますけれども、その辺をちょっと加味しまして御検討のほどをいただきたい。

あとは、この助成金について、金額的には今1万円という金額で設定してございますけれども、今このとおり燃料も高騰してございますけれども、これからマックスについてはもうちょっと増やす予定はあるのかないのかも併せて御答弁をお願いします。

○委員長（喜多武彦君） 東川健康福祉部長。

○健康福祉部長（東川晃宏君） 今、真保委員から、オール電化住宅のほうも助成の対象にしてはということで御提案をいただきました。事前に通告をいただいておりますので内部で検討してまいりました。近年では電気料金の値上がりが非常に激しいということもありまして、オール電化住宅でのその経済的な負担も増えているという現状で私たちも認識しております。このような状況を踏まえまして、オール電化住宅についても、これまでの世帯の要件ですとか収入の要件は変更せずに、本事業の対象へと拡大することで生活の安定と福祉の増進を図っていきたいと考えているところです。

具体的な助成方法という部分につきましては、灯油を使用されている方につきましては、助成券をお渡しすることで金額相当の灯油を入れることができる現物給付に近い取扱いというものができているわけですが、オール電化住宅という部分については、助成券を渡して電力会社から料金を減額してもらおうという形に持っていくことは非常に難しいと考えております。このため、灯油の助成券と同額のサフォークポイントを付与するという形で助成をしていきたいと考えております。

現在の灯油価格から推測しますと、今年も福祉灯油を実施するということが見込まれますため、第4回定例会に補正予算を上げ、オール電化住宅への適用についても今年度から実施する予定としているところです。

加えて、金額の引上げというところですが、あくまでも高騰した燃料代の一部を助成するという考えの下で行っている政策であります。その高騰の幅という部分も見つつ、あとは他市の状況とかそういった部分も参考にしながら、この先ちょっとそこは検討してまいりたいと思います。

以上です。

○委員長（喜多武彦君） 真保委員。

○委員（真保 誠君） 続けて、同じく老人福祉費の中の除雪サービス事業について質問いたしま

す。

今現在この除雪につきまして、いろんな条件等もあるでしょうけれども、冬の間除雪をするということになっております。財源もいろいろ、国から一般財源まであるんですけども、この財源の中身、それから業務の内容、恐らくこのことについては委託業務だと思いますけれども、この中身についてちょっと詳細をお尋ねいたします。

○委員長（喜多武彦君） 大岡係長。

○介護保険課高齢者福祉係長（大岡健太君） お答えいたします。

除雪サービスには、通路除雪、屋根軒下除雪の2種類があり、委託契約を結んでおります。通路除雪については、一定以上の降雪があれば実施することから、4か月間の委託契約、屋根軒下除雪は、利用者からの連絡により実施することから、実績に応じた単価契約を結んでおります。

財源内訳についてですが、まず、国・道支出金としまして35万8,000円、こちらは北海道の地域づくり総合交付金の高齢者等の冬の生活支援事業を活用し、老朽化した除雪機を更新したものです。また、地方債として過疎債ソフト分700万円、その他としましてサービス利用者からの利用料収入、こちらが67万3,000円、一般財源として114万1,000円、令和4年度の事業費合計として917万2,000円となったところです。

以上です。

○委員長（喜多武彦君） 真保委員。

○委員（真保 誠君） 積算の基準でちょっとお尋ねします。恐らく市内除雪先で助成を受けている方が非常に点在していると思いますが、地域性とかその環境によって、除雪の経費含めた中でばらつきがあると思うんですが、このばらつきについての積算の基準といえますか、こういった形で1件当たり、もしくは4か月という今お話がありましたけれども、この中の積算基準について地域性は加味されているのか、いかがでしょうか。

○委員長（喜多武彦君） 大岡係長。

○介護保険課高齢者福祉係長（大岡健太君） お答えいたします。

費用の積算についての部分であります。通路除雪、屋根軒下除雪ともに人件費は国土交通省が毎年公表している公共工事設計労務単価のうち、普通作業員の単価を使用して積算しております。また、そのほか諸経費などの必要な経費を加え、消費税を乗じた積算方法となっております。

また、地域性について、地域の差についてというところでございますけれども、例えば屋根軒下除雪について、朝日町での作業であったりだとか、そういった郊外の地区の作業もあるわけですが、こちらの場合、移動、準備にかかる時間が必要になりますので、その部分についても単価として設定しておりまして、契約のほうに盛り込んでいるところであります。

以上です。

○委員長（喜多武彦君） 真保委員。



○委員（真保 誠君） それで、先ほど佐藤委員からの話もありましたけれども、地方の方がまちに冬場だけでも来るというお話が出てきました。直接関連はありませんけれども、将来的に、やはり独居老人だとか、それからお一人で除雪がなかなか難しい方、こういったことを将来的にどうやってこの今後対処していくかというところも行政側としては考えなければいけないと思います。

それで、特に郡部なんかは冬場だけでも市街地に来て、除雪も含めて、やはり快適な生活を送っていくほういいのではないかということも行政側からぜひ進めていただいて、その分、道路の除雪等についても軽減されるわけです。その辺トータルのにちょっと考えていただきたいということと、あと、これは私の勝手な思いですけれども、もし業者さんもなかなか今人手不足で委託業務もなかなか将来的に難しくなるということになれば、やはり自治体での対応ということもその中では考えていかなければいけないのかなということもあります。非常に難しい内容でございますけれども、将来的な除雪員の不足ということも含めまして、もし考えがあればお聞きしたいと思います。いかがでしょうか。

○委員長（喜多武彦君） 青木課長。

○介護保険課長（青木秀敏君） お答えいたします。

まず、先ほどの財源内訳でちょっと訂正をさせていただきたい部分があります。

その他というところで67万3,000円ということで、サービス利用者からの利用者収入といった部分があったんですけども、こちらについては朝日分といったところが入っていませんでしたので、そのの利用料収入を合わせると、決算書にも書いてありますけれども、72万3,000円ということで修正させていただきたいと思います。

あと、一般財源のほうも114万1,000円とありましたけれども、109万1,000円という形になっておりますので、訂正させていただきたいと思います。

それから、先ほどのところの部分ですけれども、適正な事業者への積算の費用となっているのかという部分かなと思っております。この除雪サービスを進めていく上で、実施事業者、5社ほどの協力事業者と組合をつくっていただいてやっていただいております。これまでも、実施の内容ですとかそういった除雪サービスの中の取扱いの整理のほか、費用積算なども含めまして、予算編成時に打合せを行ったりですとか、事業開始前、それから終了時点などに打合せを各時点で行っておりまして、協議をさせていただいているところです。そのほかにも必要都度、情報交換、打合せを行いながら進めてきております。

費用の積算方法等で現在までに改善しているところとかを参考までにお知らせすると、まずは軽作業員単価、労務単価というのをを使って積算しているんですけども、以前はそういった軽作業員単価、こういったものを使っておりましたけれども、そこをまず普通作業員への単価に変更してきていて、そういった料金の部分を改正してきております。

また、諸経費といったところ、こういったところも以前は10%程度だったものを、やはり今回の景気ですとかそういったところの経営の状況ですとかそういったことを踏まえて、あとは

燃料代、そういったもの、それからかかる諸費用、そういったものを含めて、改善の必要があるだろうということで、そういったパーセンテージも少しずつ上げてきているところでもあります。そういった中で、いろいろと運営の費用ですとか、かかる負担を、そういった部分で補っていただきたいという部分も含めて積算をしてきております。

また、屋根軒下の除雪作業に必要な準備、そういった移動時間ですとか、そういったものを積算に追加するというのも含めてやってきています。そういったものも積算費用の中に含めて新しく改善してきている点ということになっています。そういった内容も含めて、いろいろと改善してきているところです。

また昨今、委員からのお話もありましたけれども、物価の高騰、こういった影響もありますから、そういったことなども踏まえて、事業者からの実態の聞き取り、こういったものを行いたいと思います。特に今現在組合のほうからお話はいただいているんですけども、その組合の内部でどのように費用計算がやられていて、そういうふうに分けられているのかということまでは正直私もまだ把握できていない部分もありますので、そういったところも含めて内情をお伺いする中で、どういったような積算方法がよいのかということも聞き取りながら、適正な費用、積算となるように努めていきたいと考えます。

以上です。

○委員長（喜多武彦君） 真保委員。

○委員（真保 誠君） まだ答えていただけていない部分があったんですけども、将来的に除雪、老人の除雪も含めて、先ほど話しました、自治体にもお願いしなきゃいけないことも出てくるかもしれませんし、先ほど佐藤委員から出ました中央というか町場に出てきていただくような流れも今後しなければなかなか難しい問題だと思っています。

なぜかという、先ほど話しましたけれども、要するに作業員さんがなかなか不足している、除雪に対するです。そこら辺も踏まえて、今後、市としては、そういったことも考えながら進めていただきたいと思いますが、その点について一言で結構ですから御返答お願いいたします。

○委員長（喜多武彦君） 青木課長。

○介護保険課長（青木秀敏君） お答えいたします。

まずは、自治会との連携といったところの部分でいきますと、現状としてはそういったところをお願いするに当たりまして、まずは自治体組織でどういったような取扱いができるのか、そういったものが受け手側、自治会のほうも役員の成り手の問題ですとかいろいろ現在あるということでお聞きしていますので、そういった部分も含めて考えていかなければならないのかなと思いますし、また除雪サービスを含めた除雪の体制、組合さんのほうも何とか労働力の不足を補っていただいていますけれども、やはり緊急時、大雪時のときには、ちょっと対応が難しい場合もあるという部分も聞いていますので、そういったところも含めて検討していかなければいけないのかなと思っています。

また、遠いところからの部分で対応するには費用がやはりかさんでいくということで、そう

いったものを市内の近くに住んでいただくという方法というところですが、これについてはそれぞれの個人の考え方とかがありますでしょうし、またそういった政策がまだできていない部分ではないのかなと思っています。そういったところの政策と含めて、個人の状況というところも考えた中で少し検討を深くして行って、どういうふうな形でこの市内で暮らしているのかといったところを全体的に考えていかなければならない問題かなと思いますので、そういったところも含めながら考えていく必要があるのかなと現在は考えているところです。

以上です。

○委員長（喜多武彦君） ほかに御発言ございませんか。大西 陽委員。

○委員（大西 陽君） それでは、保育所について伺います。

本市の保育所、北星保育園、それから、あいの実保育園、それぞれの保育士の配置基準、それから併せて充足状況、さらに令和4年度末のいわゆる入園率をお聞きしたいと思います。

さらにですけれども、認定こども園は教育、保育を一体的に行う施設ということで承知しておりますが、あさひ認定こども園の教育、保育の機能分担の実態と併せて、保育教諭、保育士、幼稚園教諭の配置状況と、先ほどと同じく4年度末の入園率を伺いたいと思います。

○委員長（喜多武彦君） 前澤保育推進課副長。

○保育推進課副長（前澤亜由美君） ただいまの御質問にお答えします。

保育士の配置基準については、昭和23年に厚生労働省の児童福祉施設の設備及び運営に関する基準により保育士数の最低基準が定められています。この基準は、子供の安全と保育の質を担保するために、保育士1人が何歳の子供を何人まで保育できるかを定めたものです。保育園の運営に当たっては、国の定める基準を下回らないこと。また、常時2人以上の保育士を配置することが原則となっています。なお、地方自治体が独自にこの基準を上回る基準を定めることが可能となっています。

そこで、本市の認可保育園の保育士配置基準については、平成24年4月から独自の基準を定めて運営しています。独自の基準を定めた経緯としては、平成24年に認可保育園の再編を行い、あいの実保育園は定員110名として新たに開園するとともに、北星保育園の定員を60名から90名に拡大しました。その際、再編のための保育サービス検討委員会から、保育園の規模拡大に伴い、保育の質の低下や保育人員を削減しないよう答申があり、保育の質の向上と園児の安全確保を目的に独自の基準を定めたところです。

次に、実際の配置基準ですが、国はおおむね何人の乳幼児に対し保育士1人の配置を求める内容となっており、ゼロ歳児は乳児3人に保育士1人、満1歳以上3歳未満は幼児6人に保育士1人、満3歳以上4歳未満は幼児20人に保育士1人、満4歳以上は幼児30人に保育士1人となっています。

一方、本市の基準はゼロ歳児は乳児2人に保育士1人、1歳児は幼児4.5人に保育士1人、2歳児は幼児6人に保育士1人、3歳児は幼児20人に保育士2人、4歳児、5歳児は幼児24人に保育士1人となっております。2歳児を除き、国の配置を上回る基準としています。

続きまして、4年度の保育士充足状況については、北星保育園、あいの実保育園ともに園児の定員に対する保育士数を確保しています。しかしながら、年度内に保育士複数が出産のため、産前産後休暇や育児休業を取得しており、代替保育士を募集しましたが、年度途中であることや雇用期間に限りがあることなどもあり、応募がなく補充できない状況もありました。

また、認可保育園では障害児保育を行っており、障害児2人につき保育士1人の加配をしています。入園時に障害があることが分かっている場合はあらかじめ保育士の加配を行いますが、入園後に障害の診断を受け保育士の加配が必要になる場合もあり、その時々状況によっては保育士の確保が困難な場合もあります。

次に、4年度の各保育園の入園率は、北星保育園は定員90名に対し92名となっており、100%を上回りますが、92名のうち2名は別の園に移る予定の幼児です。あいの実保育園は定員110名に対し102名となっており、93%です。入園率が100%にならない理由としては、保育士の充足状況で説明のとおり、産休育休の取得や障害児の受入れによる加配保育士の確保ができないことや年齢ごとの定員までの入園希望がなく定員を下回ることがあるためです。

以上です。

○委員長（喜多武彦君） 寺林保育推進課主査。

○保育推進課主査（寺林絵美君） あさひ認定こども園機能分担の実態についてお答えします。

幼児教育・保育施設については、令和4年度まで厚生労働省、内閣府、文部科学省の3つの省庁が管轄していました。各省庁の役割は、厚生労働省が担っていた、認可保育所、認可外保育施設、待機児童対策、母子保健、ひとり親家庭支援、障害児支援、ネグレクトや児童虐待の防止など、内閣府は、認定こども園、少子化対策、子供の貧困対策など、また、文部科学省は、幼稚園、幼児教育などを担っていました。

令和5年4月から、厚生労働省、内閣府が管轄する保育所、認定こども園が子供政策の司令塔となるこども家庭庁に移管され、文部科学省が管轄する幼稚園については移管せず、こども家庭庁と連携を図っていくことになっています。

認定こども園に関することは、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に定められており、ゼロ歳から5歳までの子供が通う認可施設であり、就学前の教育と保育を一体的に行い、保護者の就労などの有無にかかわらず利用が可能な施設となっています。

認定こども園は、地域の実情や保護者のニーズに応じて選択が可能となるよう、4類型に分類されています。

1つに、認定こども園法による幼稚園と保育所が一体的な運営を行う幼保連携型。

2つ目は、学校教育法による幼稚園に保育所の機能を加えた幼稚園型。市内ではカトリック幼稚園が該当します。

3つ目は、児童福祉法による保育所に幼稚園の機能を加えた保育所型。あさひ認定こども園がこれに該当します。

4つ目は、自治体独自の認定によって運営される地方裁量型です。

あさひ認定こども園は、令和4年4月1日から施設形態を移行して開設しており、既存の認可保育所に幼稚園の機能を追加したもので、法的には児童福祉施設に該当し、保育所保育指針に基づいた保育を行っています。幼稚園機能部分は、施設として独立しているわけではなく、保護者の就労などによる定期的な保育の必要性がない、教育のみを希望する3歳から小学校就学までの幼稚園機能に該当する子供は認可保育所内の定員内で受け入れています。

なお、令和4年度において、幼稚園機能に該当する子供の入所は2名となっております。

認定こども園移行前は朝日地区には幼稚園がなかったことから、入所するには保護者の就労などが必須でしたが、こども園移行後は、保護者の就労などの有無にかかわらず利用が可能となり、保育サービスが拡大したことで、育児不安のある家庭の支援を含む地域子育て支援の充実にもつながっています。

次に、有資格者の配置状況及び入園率についてです。

保育所型認定こども園での保育は、満3歳以上児は幼稚園教諭免許と保育士資格の両免許資格の併有またはいずれかの資格のみで可能となり、満3歳未満児は保育士資格が必要となります。あさひ認定こども園における有資格者については、職員6名のうち幼稚園教諭免許と保育士資格の両免許資格を併有している職員は3名、ほかの3名については保育士資格のみとなっております。

令和4年度の入園率は、定員20名に対し16名となっております、80%です。入園率が100%にならない理由としては、定員までの入園希望がないことによるものです。

以上です。

○委員長（喜多武彦君） 大西委員。

○委員（大西 陽君） それで、今回この保育所費について質問をした理由の一つとして、あくまでも私の考えなんですけど、恐らく大方の子供たちにとって、保育士や幼稚園の先生については保護者以外で身近に関わる初めての大人かもしれません。その意味では子供たちの人格形成にも多少なりとも関わる重要な役割があると思っています。

それで何を言いたいかというと、今後とも引き続き、地域の宝である子供たちのために全力で頑張っていただきたいと激励を含めて申し上げて、この質問を終わります。

○委員長（喜多武彦君） 本日の委員会はこれで終わりたいと思います。

なお、明日は午前10時から議場において委員会を開きますので、御参集願います。

本日はこれをもって散会いたします。

御苦労さまでした。

（午後 3時00分閉議）